

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考						
	第1章 総則	第1章 総則							
1	<p>第1節 計画の目的と構成 (略)</p> <p>第1 計画の目的 <u>(略)</u></p> <p>第2 計画の性格 <u>(略)</u></p> <p>第3 計画の修正 <u>(略)</u></p>	<p>第1節 計画の目的と構成 (略)</p> <p>第1 計画の目的 <u>地震編 第1章 第1節の「第1 計画の目的」を準用する。</u> <u>この場合において、同項中「地震災害」とあるのは「津波災害」と、「市町村」とあるのは「沿岸市町」と、「地震防災対策を」とあるのは「津波防災対策を」と読み替える。</u></p> <p>第2 計画の性格 <u>地震編 第1章 第1節の「第2 計画の性格」を準用する。</u> <u>この場合において、同項中「地震」とあるのは「津波」と読み替える。</u></p> <p>第3 計画の修正 <u>地震編 第1章 第1節の「第3 計画の修正」を準用する。</u> <u>この場合において、同項1中「地震防災対策」とあるのは「津波防災対策」と、2(3)中「地震災害対策編」とあるのは「津波災害対策編」と読み替える。</u></p>	<p>➤ 宮城県地域防災計画地震災害対策編（以下「地震編」という。）との重複</p>						
3	<p>第4 計画の構成 1及び2 (略) (新設)</p>	<p>第4 計画の構成 1及び2 (略) <u>3 他編の準用と読替え</u> <u>地震編を準用する場合には、別に定める場合を除き、必要に応じて、以下のとおり適宜読み替える。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>読み替えられる字句</u></th> <th style="text-align: center;"><u>読み替える字句</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>地震</u></td> <td style="text-align: center;"><u>地震・津波</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>市町村</u></td> <td style="text-align: center;"><u>沿岸市町</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>読み替えられる字句</u>	<u>読み替える字句</u>	<u>地震</u>	<u>地震・津波</u>	<u>市町村</u>	<u>沿岸市町</u>	<p>➤ 地震編の準用の設定</p>
<u>読み替えられる字句</u>	<u>読み替える字句</u>								
<u>地震</u>	<u>地震・津波</u>								
<u>市町村</u>	<u>沿岸市町</u>								
4	<p>第5 基本方針 1及び2 (略) 3 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化 <u>(略)</u></p> <p>4 被災者等への適時・的確な情報伝達 <u>(略)</u></p> <p>5 自助・共助による取組の強化</p>	<p>第5 基本方針 1及び2 (略) 3 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化 <u>地震編 第1章 第1節 第5の「3 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化」を準用する。</u></p> <p>4 被災者等への適時・的確な情報伝達 <u>地震編 第1章 第1節 第5の「4 被災者等への適時・的確な情報伝達」を準用する。</u></p> <p>5 自助・共助による取組の強化</p>	<p>➤ 地震編との重複</p>						

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p><u>(略)</u></p> <p>6 二次災害の防止</p> <p><u>(略)</u></p> <p>7 迅速かつ適切な災害廃棄物処理</p> <p><u>(略)</u></p> <p>8 要配慮者への対応</p> <p><u>(略)</u></p> <p>9 携帯電話・インターネット等の情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実</p> <p><u>(略)</u></p> <p>10 複合災害の考慮</p> <p><u>(略)</u></p> <p>11 多様な主体の参画による防災体制の確立</p> <p><u>(略)</u></p> <p>12 迅速かつ円滑な復旧・復興</p> <p><u>(略)</u></p>	<p><u>地震編 第1章 第1節 第5の「5 自助・共助による取組の強化」を準用する。</u></p> <p>6 二次災害の防止</p> <p><u>地震編 第1章 第1節 第5の「6 二次災害の防止」を準用する。</u></p> <p>7 迅速かつ適切な災害廃棄物処理</p> <p><u>地震編 第1章 第1節 第5の「7 迅速かつ適切な災害廃棄物処理」を準用する。</u></p> <p><u>この場合において、同項目中「災害廃棄物の発生を抑制」とあるのは「津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制」と、「耐震化」とあるのは「耐浪化」と読み替える。</u></p> <p>8 要配慮者への対応</p> <p><u>地震編 第1章 第1節 第5の「8 要配慮者への対応」を準用する。</u></p> <p><u>この場合において、同項目中「孤立集落」とあるのは「津波からの避難後の孤立集落」と読み替える。</u></p> <p>9 携帯電話・インターネット等の情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実</p> <p><u>地震編 第1章 第1節 第5の「9 携帯電話・インターネット等の情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実」を準用する。</u></p> <p>10 複合災害の考慮</p> <p><u>地震編 第1章 第1節 第5の「10 複合災害の考慮」を準用する。</u></p> <p>11 多様な主体の参画による防災体制の確立</p> <p><u>地震編 第1章 第1節 第5の「11 多様な主体の参画による防災体制の確立」を準用する。</u></p> <p>12 迅速かつ円滑な復旧・復興</p> <p><u>地震編 第1章 第1節 第5の「12 迅速かつ円滑な復旧・復興」を準用する。</u></p>	
7	<p>第2節 各機関の役割と業務大綱</p> <p>第1 目的</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第2 組織</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第3 各機関の役割</p> <p>1 宮城県</p>	<p>第2節 各機関の役割と業務大綱</p> <p>第1 目的</p> <p><u>地震編 第1章 第2節の「第1 目的」を準用する。</u></p> <p><u>この場合において、同項中「地震」とあるのは「津波」と読み替える。</u></p> <p>第2 組織</p> <p><u>地震編 第1章 第2節の「第2 組織」を準用する。</u></p> <p>第3 各機関の役割</p> <p>1 宮城県</p>	<p>➤ 地震編との重複</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p><u>(略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p><u>(略)</u></p> <p>4 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p><u>(略)</u></p> <p>5 公共的団体</p> <p><u>(略)</u></p> <p>6 県民</p> <p><u>(略)</u></p> <p>7 企業</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第4 防災機関の業務大綱</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第5 防災行動計画（タイムライン）の作成</p> <p><u>(略)</u></p>	<p><u>地震編 第1章 第2節 第3の「1 宮城県」を準用する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p><u>地震編 第1章 第2節 第3の「3 指定地方行政機関」を準用する。</u></p> <p>4 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p><u>地震編 第1章 第2節 第3の「4 指定公共機関及び指定地方公共機関」を準用する。</u></p> <p>5 公共的団体</p> <p><u>地震編 第1章 第2節 第3の「5 公共的団体」を準用する。</u></p> <p>6 県民</p> <p><u>地震編 第1章 第2節 第3の「6 県民」を準用する。</u> <u>この場合において、同項目中「地震」とあるのは「津波」と読み替える。</u></p> <p>7 企業</p> <p><u>地震編 第1章 第2節 第3の「7 企業」を準用する。</u></p> <p>第4 防災機関の業務大綱</p> <p><u>地震編 第1章 第2節の「第4 防災機関の業務大綱」を準用する。</u> <u>この場合において、同項【県・市町村】市町村（6）中「避難情報の発令及び指定避難所等の開設」とあるのは「避難指示及び高齢者等避難の発令並びに指定避難所等の開設」と読み替える。</u></p> <p>第5 防災行動計画（タイムライン）の作成</p> <p><u>地震編 第1章 第2節の「第5 防災行動計画（タイムライン）の作成」を準用する。</u></p>	
18	(新設)	<p><u>第3節 県の概況</u></p> <p><u>地震編 第1章の「第3節 県の概況」を準用する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地震編との整合 ➤ 地震編との重複
18	<p>第3節 宮城県内の地震等観測体制</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>第4節 宮城県内の地震等観測体制</p> <p><u>地震編 第1章 第4節の「第3 宮城県内の地震等観測体制」を準用する。</u> <u>この場合において、同項中「緊急地震速報や津波警報等の更新の早期発信が期待されている」とあるのは「緊急地震速報や津波警報等の更新の早期発信が期待されるほか、沖合の津波観測に関する情報の迅速化や精度向上が図られている」と読み替える。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 条項ずれ ➤ 地震編との重複

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考																														
19	<p>第4節 宮城県の津波被害</p> <p>第1 地理的特性と過去の津波被害 (略)</p> <p>宮城県における主な津波災害（明治以降）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称 (災害種別)</th> <th>区別</th> <th>死者 (人)</th> <th>(略)</th> <th>最大波高 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>平成23年（2011年） 東北地方太平洋沖地震 (地震・大津波) ※</td> <td></td> <td>10,568</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和3年10月31日現在（被害総額は令和3年9月30日現在） (略)</p> <p>第2及び第3 (略)</p>	名称 (災害種別)	区別	死者 (人)	(略)	最大波高 (m)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	平成23年（2011年） 東北地方太平洋沖地震 (地震・大津波) ※		10,568	(略)	(略)	<p>第5節 宮城県の津波被害</p> <p>第1 地理的特性と過去の津波被害 (略)</p> <p>宮城県における主な津波災害（明治以降）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称 (災害種別)</th> <th>区別</th> <th>死者 (人)</th> <th>(略)</th> <th>最大波高 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>平成23年（2011年） 東北地方太平洋沖地震 (地震・大津波) ※</td> <td></td> <td>10,570</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和5年2月28日現在（被害総額は令和3年9月30日現在） (略)</p> <p>第2及び第3 (略)</p>	名称 (災害種別)	区別	死者 (人)	(略)	最大波高 (m)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	平成23年（2011年） 東北地方太平洋沖地震 (地震・大津波) ※		10,570	(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 条項ずれ ▶ 記述の適正化
名称 (災害種別)	区別	死者 (人)	(略)	最大波高 (m)																													
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																													
平成23年（2011年） 東北地方太平洋沖地震 (地震・大津波) ※		10,568	(略)	(略)																													
名称 (災害種別)	区別	死者 (人)	(略)	最大波高 (m)																													
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																													
平成23年（2011年） 東北地方太平洋沖地震 (地震・大津波) ※		10,570	(略)	(略)																													
26	<p>第5節 対象とする津波</p> <p><u>宮城県では、これまで被害想定調査に基づき地域防災計画の修正を実施してきたが、東日本大震災では、国内観測史上最大のマグニチュード9.0という巨大地震とそれにより引き起こされた巨大津波により、甚大な被害が発生した。</u></p> <p><u>このため、今後の津波対策として想定される津波を新たに設定し、その対策に努める。</u></p>	<p>第6節 対象とする津波</p> <p>(削除)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 条項ずれ ▶ 「第五次地震被害想定調査」の完了 																														
26	<p>第1 想定される津波の設定と対策の基本的考え方</p> <p>県は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を含め、様々な津波を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>今後、</u> 被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行い、減災目標を設定する。</p>	<p>第1 想定される津波の設定と対策の基本的考え方</p> <p>県は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を含め、様々な津波を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する。</p> <p><u>津波の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査する。なお、地震活動の評価、地震発生可能性の長期評価、強震動評価及び津波評価を行っている地震調査研究推進本部と連携する。</u></p> <p><u>また、今後起こりうる様々な津波のうち、県の防災対策上重要なものについて、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行い、減災目標を設定する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 防災基本計画の修正 ▶ 記述の適正化 																														

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>(略)</p> <p>なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うこと_____から、想定やシナリオには一定の限界があること_____に留意する。(略)</p> <p>第2 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うこと<u>や想定手法の限界</u>から、想定やシナリオには一定の限界があること<u>や、被害想定を行ったもの以外の津波が発生する可能性</u>に留意する。(略)</p> <p>第2 (略)</p>	
26	<p>第3 <u>地震被害想定について</u> <u>(略)</u></p>	<p>第3 地震被害想定_____</p> <p><u>地震編 第1章 第5節の「第3 地震被害想定」を準用する。</u></p> <p><u>この場合において、同項中「過去の地震被害に鑑み有効な地震対策を講じる」とあるのは「過去の津波被害に鑑み有効な津波対策を講じる」と読み替える。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 記述の適正化 ➤ 地震編との重複
27	<p>(新設)</p>	<p><u>第4 第五次地震被害想定調査</u></p> <p><u>地震編 第1章 第5節の「第4 第五次地震被害想定調査」を準用する。</u></p> <p><u>第5 減災目標とその達成に向けた取り組み</u></p> <p><u>地震編 第1章 第5節の「第5 減災目標とその達成に向けた取り組み」を準用する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地震編との整合 ➤ 地震編との重複

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	第2章 災害予防対策	第2章 災害予防対策	
28	第1節 総則 第1 東日本大震災の主な特徴 (略) 1 行政機能の喪失 <u>(略)</u> 2 大規模広域災害 <u>(略)</u> 3 物資の不足 <u>(略)</u> 4 不十分な要配慮者対策 <u>(略)</u> 5 地域防災力の不足 <u>(略)</u> 6 (略)	第1節 総則 第1 東日本大震災の主な特徴 (略) 1 行政機能の喪失 <u>地震編 第2章 第1節 第1の「1 行政機能の喪失」を準用する。</u> 2 大規模広域災害 <u>地震編 第2章 第1節 第1の「2 大規模広域災害」を準用する。</u> 3 物資の不足 <u>地震編 第2章 第1節 第1の「3 物資の不足」を準用する。</u> 4 不十分な要配慮者対策 <u>地震編 第2章 第1節 第1の「4 不十分な要配慮者対策」を準用する。</u> 5 地域防災力の不足 <u>地震編 第2章 第1節 第1の「5 地域防災力の不足」を準用する。</u> 6 (略)	▶ 地震編との重複
29	7 <u>避難指示等の</u> 住民への情報途絶 <u>(略)</u> 8 (略) 第2 (略)	7 _____住民への情報途絶 <u>地震編 第2章 第1節 第1の「7 住民への情報途絶」を準用する。</u> <u>この場合において、同項目中「避難」とあるのは「命に関わる津波避難」と読み替える。</u> 8 (略) 第2 (略)	▶ 記述の適正化 ▶ 地震編との重複
29	第3 想定される津波の考え方 1 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波 (東北地方太平洋沖地震津波 _____) (略) 2及び3 (略)	第3 想定される津波の考え方 1 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波 (東北地方太平洋沖地震津波、 <u>日本海溝（三陸・日高沖）モデル地震津波、千島海溝（十勝・根室沖）モデル地震津波</u>) (略) 2及び3 (略)	▶ 記述の適正化
31	第2節 津波に強いまちの形成 第1から第4まで (略) (新設)	第2節 津波に強いまちの形成 第1から第4まで (略) <u>第5 所有者不明土地の利活用</u> <u>地震編 第2章 第2節の「第5 所有者不明土地の利活用」を準用する。</u>	▶ 防災基本計画の修正 ▶ 地震編との重複

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>第5 地震防災緊急事業五箇年計画 <u>(略)</u></p> <p>第6 長寿命化計画の作成 <u>(略)</u></p> <p>第7 石油コンビナート等防災計画への対応 <u>(略)</u></p> <p>第8 (略)</p>	<p>第6 地震防災緊急事業五箇年計画 <u>地震編 第2章 第2節の「第6 地震防災緊急事業五箇年計画」を準用する。</u></p> <p>第7 長寿命化計画の作成 <u>地震編 第2章 第2節の「第7 長寿命化計画の作成」を準用する。</u></p> <p>第8 石油コンビナート等防災計画への対応 <u>地震編 第2章 第2節の「第8 石油コンビナート等防災計画への対応」を準用する。</u></p> <p>第9 (略)</p>	<p>➤ 条項ずれ</p>
35	<p>第3節 海岸保全施設等の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 海岸保全施設等の整備</p> <p>1 本県の海岸保全施設 <u>(略)</u></p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>第3節 海岸保全施設等の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 海岸保全施設等の整備</p> <p>1 本県の海岸保全施設 <u>地震編 第2章 第4節 第2の「1 本県の海岸保全施設」を準用する。</u></p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>➤ 地震編との重複</p>
36	<p>4 海岸保全施設被災時の対策</p> <p>海岸管理者は、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるよう施設の補修<u>又は新設の際に構造上の工夫</u>に努めるなど、あらかじめ対策をとるとともに、海岸保全施設等の整備効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。</p> <p>5から8まで (略)</p>	<p>4 海岸保全施設被災時の対策</p> <p>海岸管理者は、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるよう施設の補修<u>に努めるなど</u>、あらかじめ対策をとるとともに、海岸保全施設等の整備効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。</p> <p>5から8まで (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
38	<p>第3 河川管理施設の整備</p> <p>1 事業の実施 <u>(略)</u></p> <p>2及び3 (略)</p> <p>第4から第6まで (略)</p>	<p>第3 河川管理施設の整備</p> <p>1 事業の実施 <u>地震編 第2章 第4節 第3の「1 事業の実施」を準用する。</u></p> <p>2及び3 (略)</p> <p>第4から第6まで (略)</p>	<p>➤ 地震編との重複</p>
39	<p>第4節 交通施設の災害対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 道路施設</p> <p>1 道路 <u>(略)</u></p> <p>2 橋梁 <u>(略)</u></p>	<p>第4節 交通施設の災害対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 道路施設</p> <p>1 道路 <u>地震編 第2章 第5節 第2の「1 道路」を準用する。</u></p> <p>2 橋梁 <u>地震編 第2章 第5節 第2の「2 橋梁」を準用する。</u></p>	<p>➤ 地震編との重複</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>3 トンネル <u>(略)</u></p> <p>4 道路付属施設 <u>(略)</u></p> <p>5 (略)</p> <p>第3 港湾施設 <u>(略)</u></p> <p>第4 漁港施設 <u>(略)</u></p> <p>第5 空港施設 1及び2 (略) 3 応急活動のための対応 <u>(略)</u></p> <p>第6 鉄道施設 <u>(略)</u></p>	<p>3 トンネル <u>地震編 第2章 第5節 第2の「3 トンネル」を準用する。</u></p> <p>4 道路付属施設 <u>地震編 第2章 第5節 第2の「4 道路付属施設」を準用する。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>第3 港湾施設 <u>地震編 第2章 第5節の「第3 港湾施設」を準用する。</u></p> <p>第4 漁港施設 <u>地震編 第2章 第5節の「第4 漁港施設」を準用する。</u></p> <p>第5 空港施設 1及び2 (略) 3 応急活動のための対応 <u>地震編 第2章 第5節の「第5 空港施設」を準用する。</u></p> <p>第6 鉄道施設 <u>地震編 第2章 第5節の「第6 鉄道施設」を準用する。</u></p>	
43	<p>第5節 都市の防災対策</p> <p>第1 目的 県及び沿岸市町は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、都市防災総合推進事業等により、大規模な震災（地震・津波）など都市の災害に対する危険性を把握し、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や避難地、避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する。 (略)</p>	<p>第5節 都市の防災対策</p> <p>第1 目的 県及び沿岸市町は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、都市防災総合推進事業等により、大規模地震・津波災害など都市の災害に対する危険性を把握し、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や避難地、避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する。 (略)</p>	➤ 文言の統一
43	<p>第2 市街地再開発事業等の推進 <u>(略)</u></p>	<p>第2 市街地再開発事業等の推進 <u>地震編 第2章 第6節の「第2 市街地再開発事業等の推進」を準用する。</u></p>	➤ 地震編との重複
43	<p>第3 土地区画整理事業の推進</p> <p><u>県は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づき、防災性の高い市街地の形成を目指し、防災上危険な老朽木造密集市街地等の解消を図るため、土地区画整理事業による市街地の整備について、沿岸市町を指導する。</u></p> <p><u>なお、防災街区の整備のみでは、都市防災対策として十分な目的は達せられない</u></p>	<p>第3 土地区画整理事業の推進</p> <p><u>1 土地区画整理事業による市街地整備</u> <u>地震編 第2章 第6節 第3の「1 土地区画整理事業による市街地整備」を準用する。</u></p> <p><u>2 地域防災計画と都市計画との関連への配慮</u> <u>地震編 第2章 第6節 第3の「2 地域防災計画と都市計画との関連への配</u></p>	<p>➤ 記述の適正化</p> <p>➤ 地震編との重複</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<u>ため、沿岸市町は、その他の防災対策を含む地域防災計画と都市計画との関連に配慮し、市街地の整備を行う。</u>	<u>慮」を準用する。</u>	
43	第4 都市公園施設 <u>(略)</u> 第5及び第6 (略)	第4 都市公園施設 <u>地震編 第2章 第6節の「第4 都市公園施設」を準用する。</u> 第5及び第6 (略)	➤ 地震編との重複
44	第7 津波による漂流物対策の推進 県は、港湾・漁港における防波堤の整備・改良、船舶係留の徹底・強化、養殖筏の係留強化、 <u>貯木の囲い込み</u> 、上屋の耐浪性強化、漂流物防止柵の設置、海岸付近における駐車自粛の呼びかけ等の漂流物発生対策を強化する。 (略)	第7 津波による漂流物対策の推進 県は、港湾・漁港における防波堤の整備____、船舶係留の徹底・強化、養殖筏の係留強化、____上屋の耐浪性強化、漂流物防止柵の設置、海岸付近における駐車自粛の呼びかけ等の漂流物発生対策を強化する。 (略)	➤ 記述の適正化
45	第6節 建築物等の予防対策 第1 (略) 第2 公共建築物 1 公共建築物全般の対策 (1) (略) (2) 停電対策の強化 県、沿岸市町及び施設管理者は、 <u>地震</u> ____時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。 (3) (略) 2 (略)	第6節 建築物等の予防対策 第1 (略) 第2 公共建築物 1 公共建築物全般の対策 (1) (略) (2) 停電対策の強化 県、沿岸市町及び施設管理者は、 <u>地震・津波災害</u> 時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。 (3) (略) 2 (略)	➤ 文言の統一
45	3 教育施設 <u>(略)</u> 4 耐震診断の実施 <u>(略)</u> 第3 一般建築物 1 既存の建築物の耐震改修の促進 <u>(略)</u> 2 適正な維持管理の促進 <u>(略)</u>	3 教育施設 <u>地震編 第2章 第7節 第2の「3 教育施設」を準用する。</u> <u>この場合において、同項目(1)中「校舎等の耐震性の強化」とあるのは「校舎等の耐震性の強化・耐浪性の確保」と読み替える。</u> 4 耐震診断の実施 <u>地震編 第2章 第7節 第2の「4 耐震診断の実施」を準用する。</u> 第3 一般建築物 1 既存の建築物の耐震改修の促進 <u>地震編 第2章 第7節 第3の「1 既存の建築物の耐震改修の促進」を準用する。</u> 2 適正な維持管理の促進 <u>地震編 第2章 第7節 第3の「2 適正な維持管理の促進」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>3 (略)</p> <p>第4 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策 <u>(略)</u></p> <p>第5 落下物防止対策 <u>(略)</u></p> <p>第6 建物内の安全対策 <u>(略)</u></p> <p>第7 高層建築物における安全対策 <u>(略)</u></p> <p>第8 (略)</p> <p>第9 文化財の防災対策 <u>(略)</u></p>	<p>3 (略)</p> <p>第4 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策 <u>地震編 第2章 第7節の「第4 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策」を準用する。</u></p> <p>第5 落下物防止対策 <u>地震編 第2章 第7節の「第6 落下物防止対策」を準用する。</u> <u>この場合、同項1中「広告物」とあるのは「階数三以上の窓ガラス」と読み替える。</u></p> <p>第6 建物内の安全対策 <u>地震編 第2章 第7節の「第7 建物内の安全対策」を準用する。</u></p> <p>第7 高層建築物における安全対策 <u>地震編 第2章 第7節の「第8 高層建築物における安全対策」を準用する。</u></p> <p>第8 (略)</p> <p>第9 文化財の防災対策 <u>地震編 第2章 第7節の「第9 文化財の防災対策」を準用する。</u></p>	
51	<p>第7節 ライフライン施設等の予防対策</p> <p>第1 目的 <u>(略)</u></p> <p>第2 水道施設 <u>(略)</u></p> <p>第3 下水道施設 <u>(略)</u></p> <p>第4 工業用水道施設 <u>(略)</u></p>	<p>第7節 ライフライン施設等の予防対策</p> <p>第1 目的 <u>地震編 第2章 第8節の「第1 目的」を準用する。</u> <u>この場合において、同項中「耐震性の強化、液状化対策」とあるのは「耐震性・耐浪性の強化」と読み替える。</u></p> <p>第2 水道施設 <u>地震編 第2章 第8節の「第2 水道施設」を準用する。</u> <u>この場合において、同項1(1)中「液状化対策」とあるのは「耐浪性の確保」と、(4)中「水道管の破損等による二次災害を軽減」とあるのは「津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減」と、4(1)中「地震」とあるのは「津波」と読み替える。</u></p> <p>第3 下水道施設 <u>地震編 第2章 第8節の「第3 下水道施設」を準用する。</u> <u>この場合において、同項中「耐震性の向上や液状化対策」とあるのは「耐震性・耐浪性の向上」と読み替える。</u></p> <p>第4 工業用水道施設 <u>地震編 第2章 第8節の「第4 工業用水道施設」を準用する。</u> <u>この場合において、同項中「耐震性の向上や液状化対策」とあるのは「耐震性・</u></p>	▶ 地震編との重複

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>第5 電力施設</p> <p>1 火力発電設備 <u>(略)</u></p> <p>2 原子力発電設備（詳細は「原子力災害対策編」に記載） <u>(略)</u></p> <p>3及び4 (略)</p> <p>5 配電設備 <u>(略)</u></p> <p>6 通信設備 <u>(略)</u></p> <p>7 (略)</p> <p>8 復旧迅速化のための連携強化 <u>(略)</u></p> <p>第6 ガス施設</p> <p>1 液化石油ガス施設 <u>(略)</u></p>	<p><u>耐浪性の向上」と、1中「耐震性強化」とあるのは「耐震性・耐浪性強化」と読み替える。</u></p> <p>第5 電力施設</p> <p>1 火力発電設備 <u>地震編 第2章 第8節 第5の「2 火力発電設備」を準用する。</u> <u>この場合において、同項目（1）中「耐震化」とあるのは「耐震化・耐浪化」と、「地震動等」とあるのは「地震動・津波浸水想定等」と、「耐震設計」とあるのは「耐震設計や耐浪化の検討」と、（2）中「液状化対策」とあるのは「耐浪化の検討」と読み替える。</u></p> <p>2 原子力発電設備（詳細は「原子力災害対策編」に記載） <u>地震編 第2章 第8節 第5の「3 原子力発電設備（詳細は「原子力災害対策編」に記載）」を準用する。</u> <u>この場合において、同項目中「液状化対策」とあるのは「耐浪化の検討」と読み替える。</u></p> <p>3及び4 (略)</p> <p>5 配電設備 <u>地震編 第2章 第8節 第5の「6 配電設備」を準用する。</u></p> <p>6 通信設備 <u>地震編 第2章 第8節 第5の「7 通信設備」を準用する。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>8 復旧迅速化のための連携強化 <u>地震編 第2章 第8節 第5の「9 復旧迅速化のための連携強化」を準用する。</u></p> <p>第6 ガス施設</p> <p>1 液化石油ガス施設 <u>地震編 第2章 第8節 第6の「1 液化石油ガス施設」を準用する。</u> <u>この場合において、同項目（1）口中「耐震性」とあるのは「耐震性・耐浪性」と読み替える。</u></p>	
55	<p>2 都市ガス施設 (1) (略) <u>(新設)</u></p>	<p>2 都市ガス施設 (1) (略) <u>(2) 仙台市ガス局の対応</u> <u>イ 安全管理体制について</u> <u>港工場、供給管理事務所及び保安担当会社においては、不測の事態に対応で</u></p>	<p>➤ 宮城県地域防災計画風水害等災害対策編（以下「風水害</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p><u>きるよう24時間体制をとるとともに、(一社)日本ガス協会及び仙台市ガス工事人との緊急連絡体制をさらに整備する。</u></p> <p><u>ロ 港工場における災害予防について</u></p> <p><u>「宮城県石油コンビナート等防災計画」の定めによるほか、関係法令に基づき、主要設備の定期点検及び整備を行う。</u></p> <p><u>ハ 防災教育・訓練について</u></p> <p><u>「仙台市ガス保安規程」等に基づき、職員並びに工事関係者に対して、ガス局の研修機関で防災教育を実施する。</u></p> <p><u>また、仙台市が毎年実施している防災訓練に参加するほか、ガス局独自の訓練を毎年定期的実施する。</u></p> <p><u>ニ 市民への防災PRについて</u></p> <p><u>定期的に発行する広報誌によりPRを行うほか、検針、ガス設備点検等でお客様を訪問した際に、消費機器の安全使用に関する必要な周知を行う。</u></p> <p><u>ホ 防災関連器具等の導入について一般需要家のマイコンメーターの完全普及に努めるほか、ガス警報器の設置を促進し、さらに安全装置機能を有する新型消費機器に関する情報の提供を行う。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>編とい う。)との整 合 条項ずれ</p>
55	<p>3 広報の実施</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第7 電信・電話施設</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第8 共同溝・電線共同溝の整備</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第9 廃棄物処理施設</p>	<p>3 広報の実施</p> <p><u>地震編 第2章 第8節 第6の「3 広報の実施」を準用する。</u></p> <p><u>この場合において、同項目中「火災等の二次災害防止」とあるのは「津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止」と読み替える。</u></p> <p>第7 電信・電話施設</p> <p><u>地震編 第2章 第8節の「第7 電信・電話施設」を準用する。</u></p> <p><u>この場合において、同項1（1）中「水防対策を推進」とあるのは「水防対策や、やむを得ず津波による被災の危険性の高い箇所に設置する場合は、電気通信設備の上階設置等の耐浪性を推進」と、4中「非常電源の確保」とあるのは「津波警報等の情報を確実に伝達するため、非常電源の確保」と読み替える。</u></p> <p>第8 共同溝・電線共同溝の整備</p> <p><u>地震編 第2章 第8節の「第8 共同溝・電線共同溝の整備」を準用する。</u></p> <p>第9 廃棄物処理施設</p>	<p>地震編との 重複</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
58	<p><u>(略)</u></p> <p>第8節 危険物施設等の予防対策</p> <p><u>(略)</u></p>	<p><u>地震編 第2章 第8節の「第9 廃棄物処理施設」を準用する。</u></p> <p>第8節 危険物施設等の予防対策</p> <p><u>地震編 第2章の「第9節 危険物施設等の予防対策」を準用する。</u></p> <p><u>この場合において、同節第1中「耐震性」とあるのは「耐震性・耐浪性」と、第2中「緊急停止措置、貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置について検討」とあるのは「津波被災時における浸水対策、緊急停止措置、貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置について検討」と、第4 2中「耐震化対策」とあるのは「耐震化・津波対策」と読み替える。</u></p>	<p>➤ 地震編との重複</p>
61	<p>第9節 防災知識の普及</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災知識の普及、徹底</p> <p>1 職員への防災知識の普及</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>第9節 防災知識の普及</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災知識の普及、徹底</p> <p>1 職員への防災知識の普及</p> <p><u>地震編 第2章 第10節 第2の「1 職員への防災知識の普及」を準用する。</u></p>	<p>➤ 地震編との重複</p>
62	<p>2 住民等への防災知識の普及</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 津波ハザードマップ等の活用</p> <p>イ 各種防災関連データの発信</p> <p>県及び沿岸市町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを津波ハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>ロ (略)</p>	<p>2 住民等への防災知識の普及</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 津波ハザードマップ等の活用</p> <p>イ 各種防災関連データの発信</p> <p>県及び沿岸市町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを津波ハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。</p> <p><u>また、津波ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。</u></p> <p>ロ (略)</p>	<p>➤ 風水害編との整合</p>
62	<p>(3) 専門家の活用</p> <p>県及び沿岸市町は、各地域において、防災リーダーの育成等、「自助」・「共助」の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、_____津波災害に関する専門家の活用を図る。</p>	<p>(3) 専門家の活用</p> <p>県及び沿岸市町は、各地域において、防災リーダーの育成等、「自助」・「共助」の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、<u>気象防災アドバイザー等</u>、津波災害に関する専門家の活用を図る。</p>	<p>➤ 風水害編との整合</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p><u>(略)</u></p> <p>4 伝承の取組</p> <p><u>(略)</u></p> <p>5 (略)</p>	<p><u>地震編 第2章 第10節 第6の「3 石碑やモニュメントの継承」を準用する。</u></p> <p>4 伝承の取組</p> <p><u>地震編 第2章 第10節 第6の「4 伝承の取組」を準用する。</u></p> <p>5 (略)</p>	
71	<p>第10節 地震・津波防災訓練の実施</p> <p>第1 目的</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第2 防災訓練の実施とフィードバック</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地域の実情に応じた内容</p> <p><u>(略)</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 目的及び内容の明確な設定</p> <p><u>(略)</u></p> <p>5 課題の発見</p> <p><u>(略)</u></p> <p>6 フィードバック</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第3 県の防災訓練</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第4 沿岸市町の防災訓練</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第5 防災関係機関の防災訓練</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第6 救助・救急関係機関の教育訓練</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第7 通信関係機関の非常通信訓練</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>第10節 地震・津波防災訓練の実施</p> <p>第1 目的</p> <p><u>地震編 第2章 第11節の「第1 目的」を準用する。</u></p> <p>第2 防災訓練の実施とフィードバック</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地域の実情に応じた内容</p> <p><u>地震編 第2章 第11節 第2の「2 地域の実情に応じた内容」を準用する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 目的及び内容の明確な設定</p> <p><u>地震編 第2章 第11節 第2の「3 目的及び内容の明確な設定」を準用する。</u></p> <p><u>この場合において、同項目中「地震」とあるのは「津波」と読み替える。</u></p> <p>5 課題の発見</p> <p><u>地震編 第2章 第11節 第2の「4 課題の発見」を準用する。</u></p> <p>6 フィードバック</p> <p><u>地震編 第2章 第11節 第2の「5 フィードバック」を準用する。</u></p> <p>第3 県の防災訓練</p> <p><u>地震編 第2章 第11節の「第3 県の防災訓練」を準用する。</u></p> <p>第4 沿岸市町の防災訓練</p> <p><u>地震編 第2章 第11節の「第4 市町村の防災訓練」を準用する。</u></p> <p>第5 防災関係機関の防災訓練</p> <p><u>地震編 第2章 第11節の「第5 防災関係機関の防災訓練」を準用する。</u></p> <p>第6 救助・救急関係機関の教育訓練</p> <p><u>地震編 第2章 第11節の「第6 救助・救急関係機関の教育訓練」を準用する。</u></p> <p>第7 通信関係機関の非常通信訓練</p> <p><u>地震編 第2章 第11節の「第7 通信関係機関の非常通信訓練」を準用する。</u></p>	<p>▶ 地震編との重複</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
74	<p>第8 学校等の防災訓練</p> <p>1 (略)</p> <p>2 校内外活動（自然体験学習、校外学習_____を含む）等で海浜部を利用する場合は、事前に津波防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。</p> <p>3から5まで (略)</p>	<p>第8 学校等の防災訓練</p> <p>1 (略)</p> <p>2 校内外活動（自然体験学習、校外学習、<u>野外活動</u>を含む）等で海浜部を利用する場合は、事前に津波防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。</p> <p>3から5まで (略)</p>	<p>➤ 風水害編との整合</p>
75	<p>第9 企業の防災訓練</p> <p>1 (略)</p> <p>2 企業等の施設等が津波避難ビル等として指定されている場合は、大津波警報、津波警報発表の際に指定緊急避難場所_____となることを想定し、避難者の受入れ等の訓練等を実施する。</p>	<p>第9 企業の防災訓練</p> <p>1 (略)</p> <p>2 企業等の施設等が津波避難ビル等として指定されている場合は、大津波警報、津波警報発表の際に指定緊急避難場所<u>や指定避難所</u>となることを想定し、避難者の受入れ等の訓練等を実施する。</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
75	<p>3 災害発生時に備え、周辺自治体及び各自治会、地域住民の方々並びに各企業・事業所による防災、被害軽減のため「地域で<u>助けあう</u>共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。</p> <p>(訓練内容)</p> <p>1から5まで (略)</p> <p>6 災害時の危険物、有害物の<u>漏洩</u>等の対処訓練</p> <p>7から9まで (略)</p>	<p>3 災害発生時に備え、周辺自治体及び各自治会、地域住民の方々並びに各企業・事業所による防災、被害軽減のため「地域で<u>助け合う</u>共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。</p> <p>(訓練内容)</p> <p>1から5まで (略)</p> <p>6 災害時の危険物、有害物の<u>漏えい</u>等の対処訓練</p> <p>7から9まで (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
76	<p>第10 訓練及び普及内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 船舶に対する内容</p> <p>(1) 強い揺れを感じたとき、又は弱くても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波が来る<u>恐れ</u>があることを念頭に、ラジオ、テレビ、無線放送等を通じて情報入手に努める。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第10 訓練及び普及内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 船舶に対する内容</p> <p>(1) 強い揺れを感じたとき、又は弱くても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波が来る<u>おそれ</u>があることを念頭に、ラジオ、テレビ、無線放送等を通じて情報入手に努める。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
77	<p>第11節 地域における防災体制</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>第11節 地域における防災体制</p> <p><u>地震編 第2章の「第12節 地域における防災体制」を準用する。</u></p> <p><u>この場合において、同節第1中「消防団」とあるのは「消防団及び水防団」と、第4 1 (1) ホ中「家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者」とあるのは「救助用資機材を使用した漂流者等の救出活動及び負傷者や溺れた者、家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者」と、2 (3) 中「建物の倒壊等により下敷きになった者等の負傷者が発生」とあるのは「建物の倒壊等により下敷きになった者等の負傷者、津波に流され漂流している者や溺れた者</u></p>	<p>➤ 地震編との重複</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
		<u>等が発生」と読み替える。</u>	
81	第12節 ボランティアのコーディネート <u>(略)</u>	第12節 ボランティアのコーディネート <u>地震編 第2章の「第13節 ボランティアのコーディネート」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
85	第13節 企業等の防災対策の推進 第1 目的 <u>(略)</u> 第2 企業等の役割 1 (略) 2 県、沿岸市町及び防災関係機関の役割 <u>(略)</u> 第3 企業等の防災組織 <u>(略)</u>	第13節 企業等の防災対策の推進 第1 目的 <u>地震編 第2章 第14節の「第1 目的」を準用する。</u> 第2 企業等の役割 1 (略) 2 県、沿岸市町及び防災関係機関の役割 <u>地震編 第2章 第14節 第2の「2 県、市町村及び防災関係機関の役割」を準用する。</u> 第3 企業等の防災組織 <u>地震編 第2章 第14節の「第3 企業等の防災組織」を準用する。</u> <u>この場合において、同項8中「耐震化」とあるのは「耐震化・耐浪化」と読み替える。</u>	➤ 地震編との重複
88	第14節 津波調査研究等の推進 第1 目的 <u>(略)</u> 第2 県における調査 <u>(略)</u> 第3及び第4 (略) 第5 被災原因の分析及びフィードバック <u>(略)</u> 第6 防災対策研究の国際的な情報発信 <u>(略)</u>	第14節 津波調査研究等の推進 第1 目的 <u>地震編 第2章 第15節の「第1 目的」を準用する。</u> 第2 県における調査 <u>地震編 第2章 第15節の「第2 県における調査」を準用する。</u> 第3及び第4 (略) 第5 被災原因の分析及びフィードバック <u>地震編 第2章 第15節の「第4 被災原因の分析及びフィードバック」を準用する。</u> 第6 防災対策研究の国際的な情報発信 <u>地震編 第2章 第15節の「第5 防災対策研究の国際的な情報発信」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
92	第15節 津波監視体制、伝達体制の整備 第1及び第2 (略) 第3 避難指示等の伝達体制の整備 1 (略) 2 沿岸市町の対応	第15節 津波監視体制、伝達体制の整備 第1及び第2 (略) 第3 避難指示等の伝達体制の整備 1 (略) 2 沿岸市町の対応	➤ 記述の適正化

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 伝達内容の検討 沿岸市町は、津波警報等、避難指示等を<u>住民に</u>周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、避難指示等を命令口調で伝えるなど避難の必要性や切迫性を強く訴える表現方法や内容、予想を超える事態に直面した時への対処方法等についてあらかじめ検討する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 伝達内容の検討 沿岸市町は、津波警報等、避難指示等を_____周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、避難指示等を命令口調で伝えるなど避難の必要性や切迫性を強く訴える表現方法や内容、予想を超える事態に直面した時への対処方法等についてあらかじめ検討する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) (略)</p>	
92	<p>(5) 津波地震や遠地地震の考慮 沿岸市町は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震_____に関しては、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、災害発生時刻によらず、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。</p> <p>3から5まで (略)</p>	<p>(5) 津波地震や遠地地震の考慮 沿岸市町は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、<u>火山噴火等による津波</u>に関しては、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、災害発生時刻によらず、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。</p> <p>3から5まで (略)</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>
94	<p>第4 役割・責任等の明確化 (略)</p> <p>(図略)</p>	<p>第4 役割・責任等の明確化 (略)</p> <p>(図略)</p> <p>※最新のフロー図に更新</p>	<p>➤ 組織再編による</p>
95	<p>第16節 情報通信網の整備 第1 目的 <u>(略)</u></p>	<p>第16節 情報通信網の整備 第1 目的 <u>地震編 第2章 第16節の「第1 目的」を準用する。</u> <u>この場合において、同項中「耐震化」とあるのは「耐震化・耐浪化」と読み替える。</u></p>	<p>➤ 地震編との重複</p>
95	<p>第2 県における災害通信網の整備 (新設)</p>	<p>第2 県における災害通信網の整備 <u>1 防災対策の推進等</u> <u>地震編 第2章 第16節 第2の「1 防災対策の推進等」を準用する。</u></p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p> <p>➤ 地震編との重複</p>
95	<p><u>1</u> 情報伝達ルートの多重化 <u>(略)</u></p> <p><u>2</u> 県防災行政無線の整備拡充 <u>(略)</u></p>	<p><u>2</u> 情報伝ルートの多重化 <u>地震編 第2章 第16節 第2の「2 情報伝達ルートの多重化」を準用する。</u></p> <p><u>3</u> 県防災行政無線の整備拡充 <u>地震編 第2章 第16節 第2の「3 県防災行政無線の整備拡充」を準用す</u></p>	<p>➤ 条項ずれ</p> <p>➤ 地震編との重複</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
3	<p>県と国を結ぶ防災無線網等の整備 <u>(略)</u></p>	<p><u>る。</u> 4 県と国を結ぶ防災無線網等の整備 <u>地震編 第2章 第16節 第2の「4 県と国を結ぶ防災無線網等の整備」を準用する。</u></p>	
4	<p>総合防災情報システムの機能拡充 <u>(略)</u></p>	<p>5 総合防災情報システムの機能拡充 <u>地震編 第2章 第16節 第2の「5 総合防災情報システムの機能拡充」を準用する。</u></p>	
5	<p>震度情報ネットワークシステムの整備 <u>(略)</u></p>	<p>6 震度情報ネットワークシステムの整備 <u>地震編 第2章 第16節 第2の「6 震度情報ネットワークシステムの整備」を準用する。</u></p>	
6	<p>大規模災害時緊急情報連絡システムの整備 <u>(略)</u></p>	<p>7 大規模災害時緊急情報連絡システムの整備 <u>地震編 第2章 第16節 第2の「7 大規模災害時緊急情報連絡システムの整備」を準用する。</u> <u>この場合において、同項目中「避難情報」とあるのは「避難指示等」と読み替える。</u></p>	
7	<p>ヘリコプターテレビ画像伝送システム等の整備 <u>(略)</u></p>	<p>8 ヘリコプターテレビ画像伝送システム等の整備 <u>地震編 第2章 第16節 第2の「8 ヘリコプターテレビ画像伝送システム等の整備」を準用する。</u></p>	
8	<p>インターネットの活用 <u>(略)</u></p>	<p>9 インターネットの活用 <u>地震編 第2章 第16節 第2の「9 インターネットの活用」を準用する。</u></p>	
9	<p>非常通信体制の整備 <u>(略)</u></p>	<p>10 非常通信体制の整備 <u>地震編 第2章 第16節 第2の「10 非常通信体制の整備」を準用する。</u></p>	
10	<p>災害関連情報等分析体制の整備 <u>(略)</u></p>	<p>11 災害関連情報等分析体制の整備 <u>地震編 第2章 第16節 第2の「11 災害関連情報等分析体制の整備」を準用する。</u></p>	
11	<p>地域住民等に対する通信手段の整備 <u>(略)</u></p>	<p>12 地域住民等に対する通信手段の整備 <u>地震編 第2章 第16節 第2の「12 地域住民等に対する通信手段の整備」を準用する。</u></p>	
12	<p>(略)</p>	<p>13 (略)</p>	
13	<p>非常用電源の確保 <u>(略)</u></p>	<p>14 非常用電源の確保 <u>地震編 第2章 第16節 第2の「13 非常用電源の確保」を準用する。</u> <u>この場合において、同項目中「浸水する危険性」とあるのは「津波により浸水する危険性」と読み替える。</u></p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p><u>14</u> マップ・GIS等の活用 <u>(略)</u></p> <p><u>15</u> 被災者支援システムの活用 <u>(略)</u></p> <p>第3 沿岸市町における災害通信網の整備 <u>(略)</u></p> <p>第4 防災関係機関における災害通信網の整備 <u>(略)</u></p> <p>第5 放送施設の整備 <u>(略)</u></p>	<p><u>15</u> マップ・GIS等の活用 <u>地震編 第2章 第16節 第2の「14 マップ・GIS等の活用」を準用する。</u></p> <p><u>16</u> 被災者支援システムの活用 <u>地震編 第2章 第16節 第2の「15 被災者支援システムの活用」を準用する。</u></p> <p>第3 沿岸市町における災害通信網の整備 <u>地震編 第2章 第16節の「第3 市町村における災害通信網の整備」を準用する。</u> <u>この場合において、同項3中「土砂災害警戒情報や竜巻注意情報等」とあるのは「津波警報等」と、「耐震性」とあるのは「耐震性・耐浪性」と、6中「地震による道路寸断時等」とあるのは「津波発生時」と、7中「浸水する危険性」とあるのは「津波により浸水する危険性」と、8中「耐震性のある」とあるのは「津波により浸水する危険性が低い」と読み替える。</u></p> <p>第4 防災関係機関における災害通信網の整備 <u>地震編 第2章 第16節の「第4 防災関係機関における災害通信網の整備」を準用する。</u> <u>この場合において、同項中「耐震性」とあるのは「耐震性・耐浪性」と読み替える。</u></p> <p>第5 放送施設の整備 <u>地震編 第2章 第16節の「第5 放送施設の整備」を準用する。</u></p>	
107	<p>第17節 職員の配備体制 <u>(略)</u></p>	<p>第17節 職員の配備体制 <u>地震編 第2章の「第17節 職員の配備体制」を準用する。</u> <u>この場合において、同節第2 2中「県内で震度4（実測値）を観測する地震が発生し、かつ被害が発生した場合、県内で震度5弱（実測値）を観測する地震が発生したとき、又は北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信されたとき（ただし、既に警戒本部以上の体制を設置している場合は、その体制による）」とあるのは「宮城県に津波注意報が発表されたとき」と、「震度5強（実測値）を観測する地震が発生したとき」とあるのは「津波警報が発表されたとき」と、第3 1中「当該市町村」とあるのは「当該市町」と読み替える。</u></p>	▶ 地震編との重複
115	<p>第18節 防災拠点等の整備・充実</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災拠点の整備及び連携</p>	<p>第18節 防災拠点等の整備・充実</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災拠点の整備及び連携</p>	▶ 地震編との重複

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
140	<p>第2 地震による出火防止、火災予防の徹底</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>第2 地震による出火防止、火災予防の徹底</p> <p><u>地震編 第2章 第21節の「第2 出火防止、火災予防の徹底」を準用する。</u></p> <p><u>この場合において、同項2中「このため」とあるのは「これらは、津波からの迅速な避難の支障となることから」と読み替える。</u></p>	<p>➤ 地震編との重複</p>
141	<p>第3 津波による出火防止、火災予防の徹底</p> <p>1 津波による火災予防対策の指導</p> <p>津波発生時の火災は、津波により建築物や自動車、船舶などが押し流され、大量の漂流物が発生し、石油貯蔵タンクからの<u>漏洩油</u>や高圧ガス設備の爆発等から、それらの漂流物に引火し、延焼することが、主な要因と考えられる。</p> <p>県は、石油貯蔵施設や高圧ガス施設の耐浪化や、津波災害時の石油、ガス等の<u>漏洩</u>防止を図るため、関連施設において、津波被災時における浸水対策、津波到達前の緊急停止措置、貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置、容器やローリーの事業所外への流出防止策等について検討するよう指導を行う。</p>	<p>第3 津波による出火防止、火災予防の徹底</p> <p>1 津波による火災予防対策の指導</p> <p>津波発生時の火災は、津波により建築物や自動車、船舶などが押し流され、大量の漂流物が発生し、石油貯蔵タンクからの<u>漏えい油</u>や高圧ガス設備の爆発等から、それらの漂流物に引火し、延焼することが、主な要因と考えられる。</p> <p>県は、石油貯蔵施設や高圧ガス施設の耐浪化や、津波災害時の石油、ガス等の<u>漏えい</u>防止を図るため、関連施設において、津波被災時における浸水対策、津波到達前の緊急停止措置、貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置、容器やローリーの事業所外への流出防止策等について検討するよう指導を行う。</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
141	<p>2 津波による被害発生時への備え</p> <p>高圧ガス施設管理者は、事業所内の高圧ガス設備等が津波により破損、流出し、ガスが<u>漏洩</u>した場合等の被害を想定し、周辺自治体等に情報を提供するよう努める。</p> <p>また、機器等が正常に作動しなくなった場合でも高圧ガス設備を安全な状態にすること、配管が損傷してもガスの大量<u>漏洩</u>を防止することに配慮し、そのための設備的な対応、判断基準の設定、操作手順等の整備、日常の訓練等に努める。</p>	<p>2 津波による被害発生時への備え</p> <p>高圧ガス施設管理者は、事業所内の高圧ガス設備等が津波により破損、流出し、ガスが<u>漏えい</u>した場合等の被害を想定し、周辺自治体等に情報を提供するよう努める。</p> <p>また、機器等が正常に作動しなくなった場合でも高圧ガス設備を安全な状態にすること、配管が損傷してもガスの大量<u>漏えい</u>を防止することに配慮し、そのための設備的な対応、判断基準の設定、操作手順等の整備、日常の訓練等に努める。</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
141	<p>第4 消防力の強化</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第5 消防水利の整備</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第6 消防計画の充実強化</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第7 海上における火災の防止</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>第4 消防力の強化</p> <p><u>地震編 第2章 第21節の「第3 消防力の強化」を準用する。</u></p> <p>第5 消防水利の整備</p> <p><u>地震編 第2章 第21節の「第4 消防水利の整備」を準用する。</u></p> <p>第6 消防計画の充実強化</p> <p><u>地震編 第2章 第21節の「第5 消防計画の充実強化」を準用する。</u></p> <p>第7 海上における火災の防止</p> <p><u>地震編 第2章 第21節の「第6 海上における火災の防止」を準用する。</u></p>	<p>➤ 地震編との重複</p>
144	<p>第22節 緊急輸送体制の整備</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>第22節 緊急輸送体制の整備</p> <p><u>地震編 第2章の「第22節 緊急輸送体制の整備」を準用する。</u></p> <p><u>この場合において、同節第2 2中「耐震性」とあるのは「津波災害に対する安全性」と、第3 1中「地震発生後」とあるのは「津波発生後」と、「耐震化」と</u></p>	<p>➤ 地震編との重複</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
		<p><u>あるのは「耐震化・耐浪化」と、3（2）イ中「耐震性の確保と倒壊、破損等」とあるのは「耐震性・耐浪性の確保と倒壊、破損、流失等」と、（3）中「避難のために車を利用しない」とあるのは「津波から避難をするためやむをえない場合を除き、避難のために車を利用しない」と読み替える。</u></p>	
148	<p>第23節 避難対策</p> <p>第1 目的 <u>（略）</u></p> <p>第2 徒歩避難の原則の周知</p> <p>1 徒歩避難の原則 <u>（略）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>第3から第5まで （略）</p> <p>第6 避難路等の整備</p> <p>1 避難路・避難階段の整備・改善 <u>（略）</u></p> <p>2及び3 （略）</p>	<p>第23節 避難対策</p> <p>第1 目的 <u>地震編 第2章 第23節の「第1 目的」を準用する。</u> <u>この場合において、同項中「地震」とあるのは「津波」と、「指定緊急避難場所・避難場所へ向かう避難路」とあるのは「指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）及び避難路」と読み替える。</u></p> <p>第2 徒歩避難の原則の周知</p> <p>1 徒歩避難の原則 <u>地震編 第2章 第23節の「第2 徒歩避難の原則の周知」を準用する。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>第3から第5まで （略）</p> <p>第6 避難路等の整備</p> <p>1 避難路・避難階段の整備・改善 <u>地震編 第2章 第23節 第5の「1 避難路・避難階段の整備・改善」を準用する。</u></p> <p>2及び3 （略）</p>	<p>➤ 地震編との重複</p>
152	<p>4 避難誘導標識等の設置</p> <p>(1) 避難誘導標識等の整備</p> <p>沿岸市町は、指定した避難路について、<u>誘導標識</u>等を設置し、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民等が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。<u>誘導標識</u>を設置する際には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるのか明示するよう努めるとともに、県と協力して、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方について、周知を図るよう努める。</p>	<p>4 避難誘導標識等の設置</p> <p>(1) 避難誘導標識等の整備</p> <p>沿岸市町は、指定した避難路について、<u>避難誘導標識</u>等を設置し、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民等が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。<u>避難誘導標識</u>を設置する際には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるのか明示するよう努めるとともに、県と協力して、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方について、周知を図るよう努める。</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
153	<p>(2) 及び (3) (略)</p> <p>5 道路の交通容量の確認 <u>(略)</u></p> <p>第7 避難誘導体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難誘導・支援の訓練の実施 <u>(略)</u></p> <p>3 避難行動要支援者の避難誘導体制の整備 <u>(略)</u></p> <p>4 及び5 (略)</p>	<p>(2) 及び (3) (略)</p> <p>5 道路の交通容量の確認 <u>地震編 第2章 第23節 第5の「4 道路の交通容量の確認」を準用する。</u></p> <p>第7 避難誘導体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難誘導・支援の訓練の実施 <u>地震編 第2章 第23節 第6の「2 避難誘導・支援の訓練の実施」を準用する。</u></p> <p>3 避難行動要支援者の避難誘導体制の整備 <u>地震編 第2章 第23節 第6の「3 避難行動要支援者の避難誘導体制の整備」を準用する。</u></p> <p>4 及び5 (略)</p>	<p>➤ 地震編との重複</p>
154	<p>第8 避難行動要支援者の支援方策 <u>(略)</u></p> <p>第9 消防機関等の対応</p> <p>1 救助・救急活動の実施体制確保 <u>(略)</u></p> <p>2から4まで (略)</p> <p>第10 教育機関における対応</p> <p>1 児童生徒等の安全対策 <u>(略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 連絡・連携体制の構築 <u>(略)</u></p>	<p>第8 避難行動要支援者の支援方策 <u>地震編 第2章 第23節の「第7 避難行動要支援者の支援方策」を準用する。この場合において、同項1中「避難後」とあるのは「津波からの避難後」と、3(2)中「地震」とあるのは「津波」と読み替える。</u></p> <p>第9 消防機関等の対応</p> <p>1 救助・救急活動の実施体制確保 <u>地震編 第2章 第23節 第8の「1 救助・救急活動の実施体制確保」を準用する。</u></p> <p>2から4まで (略)</p> <p>第10 教育機関における対応</p> <p>1 児童生徒等の安全対策 <u>地震編 第2章 第23節 第9の「1 児童生徒等の安全対策」を準用する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 連絡・連携体制の構築 <u>地震編 第2章 第23節 第9の「2 連絡・連携体制の構築」を準用する。この場合において、同項目中「市町村間」とあるのは「市町間」と読み替える。</u></p>	<p>➤ 地震編との重複</p>
157	<p>第11 津波避難計画の<u>策定</u></p> <p>1 沿岸市町の対応</p> <p>(1) 津波避難計画の<u>策定</u>及び周知徹底</p> <p>沿岸市町は、県から提供される津波浸水予測図をもとに、具体的なシミュ</p>	<p>第11 津波避難計画の<u>作成</u></p> <p>1 沿岸市町の対応</p> <p>(1) 津波避難計画の<u>作成</u>及び周知徹底</p> <p>沿岸市町は、県から提供される津波浸水予測図をもとに、具体的なシミュ</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>レーションや訓練の実施等を通じて、避難対象地域、指定緊急避難場所・避難施設、避難路、避難経路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を明示した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。</p> <p>（略）</p> <p>また、避難指示等を行う具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「避難情報に関するガイドライン」（平成17年3月策定）を参考とする。</p> <p>住民への周知内容 イからへまで（略）</p>	<p>レーションや訓練の実施等を通じて、避難対象地域、指定緊急避難場所・避難施設、避難路、避難経路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を明示した、具体的かつ実践的な津波避難計画の作成を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。</p> <p>（略）</p> <p>また、避難指示等の具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「避難情報に関するガイドライン」（平成17年3月策定）を参考とする。</p> <p>住民への周知内容 イからへまで（略）</p>	
157	<p>(2) 地域ごとの避難計画策定支援</p> <p>沿岸市町は、津波避難計画の策定に当たり、町内会・自治会・自主防災組織等、沿岸地域住民がワークショップなどを開催するなど、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、津波避難マップなどのよりきめの細かい地域ごとの避難計画を策定するための支援を行う。</p>	<p>(2) 地域ごとの避難計画作成支援</p> <p>沿岸市町は、津波避難計画の作成に当たり、町内会・自治会・自主防災組織等、沿岸地域住民がワークショップなどを開催するなど、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、津波避難マップなどのよりきめの細かい地域ごとの避難計画を作成するための支援を行う。</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
157	<p>(3) 地域防災力の向上</p> <p>（略）</p> <p>なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加するなどの工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。</p> <p>(4) （略）</p>	<p>(3) 地域防災力の向上</p> <p>（略）</p> <p>なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加するなどの工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。</p> <p>(4) （略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
158	<p>2 県及び防災関係機関の対応</p> <p>(1) 津波浸水予測図の作成</p> <p>県は、沿岸市町の避難計画策定の支援を行うため、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合の津波シミュレーションによる津波浸水想定、及び東日本大震災等過去の津波を踏まえ、津波浸水予測図を作成し、沿岸市町等へ提供する。</p>	<p>2 県及び防災関係機関の対応</p> <p>(1) 津波浸水予測図の作成</p> <p>県は、沿岸市町の津波避難計画作成の支援を行うため、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合の津波シミュレーションによる津波浸水想定、及び東日本大震災等過去の津波を踏まえ、津波浸水予測図を作成し、沿岸市町等へ提供する。</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
158	<p>(2) 津波避難計画策定支援への協力</p> <p>（略）</p>	<p>(2) 津波避難計画作成支援への協力</p> <p>（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
161	<p>3 公的施設等の管理者</p> <p>（略）</p> <p>第12 避難に関する広報</p>	<p>3 公的施設等の管理者</p> <p><u>地震編 第2章 第23節 第10の「2 公的施設等の管理者」を準用する。</u> <u>この場合において、同項目中「地震」とあるのは「津波」と読み替える。</u></p> <p>第12 避難に関する広報</p>	<p>➤ 地震編との重複</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
162	<p><u>(略)</u></p> <p>第24節 避難受入れ対策</p> <p>第1 目的</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第2 避難所の確保</p> <p>1 指定避難所の指定と周知</p> <p><u>(略)</u></p>	<p><u>地震編 第2章 第23節の「第11 避難に関する広報」を準用する。</u></p> <p>第24節 避難受入れ対策</p> <p>第1 目的</p> <p><u>地震編 第2章 第24節の「第1 目的」を準用する。</u> <u>この場合において、同項中「地震」とあるのは「津波」と読み替える。</u></p> <p>第2 避難所の確保</p> <p>1 指定避難所の指定と周知</p> <p><u>地震編 第2章 第24節 第2の「1 指定避難所の指定と周知」を準用する。</u> <u>この場合において、同項目中「倒壊、焼失等」とあるのは「倒壊、焼失、流出等」と読み替える。</u></p>	<p>➤ 地震編との重複</p>
162	<p>(新設)</p> <p><u>2 (略)</u></p>	<p><u>2 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底</u> <u>地震編 第2章 第24節 第2の「2 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底」を準用する。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p>	<p>➤ 地震編との整合</p> <p>➤ 地震編との重複</p> <p>➤ 条項ずれ</p>
162	<p><u>3 指定避難所の代替施設の指定</u></p> <p><u>(略)</u></p> <p><u>4 指定避難所の指定基準</u></p> <p><u>(略)</u></p>	<p><u>4 指定避難所の代替施設の指定</u> <u>地震編 第2章 第24節 第2の「3 指定避難所の代替施設の指定」を準用する。</u></p> <p><u>5 指定避難所の指定基準</u> <u>地震編 第2章 第24節 第2の「4 指定避難所の指定基準」を準用する。</u></p>	<p>➤ 条項ずれ</p> <p>➤ 地震編との重複</p>
163	<p><u>5 避難所の施設・設備の整備</u></p> <p>(1) 指定避難所の施設の整備</p> <p>沿岸市町は、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、段ボールベッド、簡易ベッド、非常用電源、<u>衛星携帯電話等の通信機器、電気通信事業者との連携による災害時公衆電話の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</u></p> <p>(2) 及び (3) (略)</p>	<p><u>6 避難所の施設・設備の整備</u></p> <p>(1) 指定避難所の施設の整備</p> <p>沿岸市町は、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、段ボールベッド、簡易ベッド、非常用電源、<u>ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器、電気通信事業者との連携による災害時公衆電話の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</u></p> <p>(2) 及び (3) (略)</p>	<p>➤ 条項ずれ</p> <p>➤ 防災基本計画の修正</p>
163	<p><u>6 避難所の運営・管理</u></p>	<p><u>7 避難所の運営・管理</u></p>	<p>➤ 条項ずれ</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p><u>(略)</u></p> <p>7 県有施設を指定避難所とする場合の対応</p> <p><u>(略)</u></p> <p>8 学校等教育施設を指定避難所とする場合の対応</p> <p><u>(略)</u></p> <p>9 福祉避難所の確保</p> <p><u>(略)</u></p> <p>10 広域避難の対策</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第3 避難の長期化対策</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第4 避難所における愛護動物の対策</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第5 応急仮設住宅対策</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第6 帰宅困難者対策</p> <p>1 基本原則の周知</p> <p><u>(略)</u></p> <p>2 安否確認方法の周知</p> <p><u>(略)</u></p> <p>3 企業・学校等の取組の促進</p> <p><u>(略)</u></p> <p>4 事業継続計画（BCP）</p> <p><u>(略)</u></p> <p>5 避難対策</p> <p><u>(略)</u></p> <p>6 徒歩帰宅者対策</p> <p><u>(略)</u></p> <p>7 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知</p>	<p><u>地震編 第2章 第24節 第2の「6 避難所の運営・管理」を準用する。</u></p> <p>8 県有施設を指定避難所とする場合の対応</p> <p><u>地震編 第2章 第24節 第2の「7 県有施設を指定避難所とする場合の対応」を準用する。</u></p> <p>9 学校等教育施設を指定避難所とする場合の対応</p> <p><u>地震編 第2章 第24節 第2の「8 学校等教育施設を指定避難所とする場合の対応」を準用する。</u></p> <p>10 福祉避難所の確保</p> <p><u>地震編 第2章 第24節 第2の「9 福祉避難所の確保」を準用する。</u></p> <p>11 広域避難の対策</p> <p><u>地震編 第2章 第24節 第2の「10 広域避難の対策」を準用する。</u></p> <p>第3 避難の長期化対策</p> <p><u>地震編 第2章 第24節の「第3 避難の長期化対策」を準用する。</u></p> <p>第4 避難所における愛護動物の対策</p> <p><u>地震編 第2章 第24節の「第4 避難所における愛護動物の対策」を準用する。</u></p> <p>第5 応急仮設住宅対策</p> <p><u>地震編 第2章 第24節の「第5 応急仮設住宅対策」を準用する。</u></p> <p>第6 帰宅困難者対策</p> <p>1 基本原則の周知</p> <p><u>地震編 第2章 第24節 第6の「1 基本原則の周知」を準用する。</u></p> <p>2 安否確認方法の周知</p> <p><u>地震編 第2章 第24節 第6の「2 安否確認方法の周知」を準用する。</u></p> <p>3 企業・学校等の取組の促進</p> <p><u>地震編 第2章 第24節 第6の「3 企業・学校等の取組の促進」を準用する。</u></p> <p>4 事業継続計画（BCP）</p> <p><u>地震編 第2章 第24節 第6の「4 事業継続計画（BCP）」を準用する。</u></p> <p>5 避難対策</p> <p><u>地震編 第2章 第24節 第6の「5 避難対策」を準用する。</u></p> <p>6 徒歩帰宅者対策</p> <p><u>地震編 第2章 第24節 第6の「6 徒歩帰宅者対策」を準用する。</u></p> <p>7 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知</p>	<p>➤ 地震編との重複</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p><u>(略)</u></p> <p>8 訓練の実施</p> <p><u>(略)</u></p> <p>9 帰宅支援対策</p> <p><u>(略)</u></p> <p>10 県管理施設の提供</p> <p><u>(略)</u></p> <p>11 地域協議会等の設置</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第7 被災者等への情報伝達体制等の整備</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第8 孤立集落対策</p> <p><u>(略)</u></p>	<p><u>地震編 第2章 第24節 第6の「7 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知」を準用する。</u></p> <p>8 訓練の実施</p> <p><u>地震編 第2章 第24節 第6の「8 訓練の実施」を準用する。</u></p> <p>9 帰宅支援対策</p> <p><u>地震編 第2章 第24節 第6の「9 帰宅支援対策」を準用する。</u></p> <p>10 県管理施設の提供</p> <p><u>地震編 第2章 第24節 第6の「10 県管理施設の提供」を準用する。</u></p> <p>11 地域協議会等の設置</p> <p><u>地震編 第2章 第24節 第6の「11 地域協議会等の設置」を準用する。</u></p> <p>第7 被災者等への情報伝達体制等の整備</p> <p><u>地震編 第2章 第24節の「第7 被災者等への情報伝達体制等の整備」を準用する。</u></p> <p>第8 孤立集落対策</p> <p><u>地震編 第2章 第24節の「第8 孤立集落対策」を準用する。</u></p> <p><u>この場合において、同項1中「市町村間」とあるのは「市町間」と、4中「耐震化等」とあるのは「耐震化・耐浪化等」と、7中「地震」とあるのは「津波」と読み替える。</u></p>	
171	<p>第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保</p> <p><u>地震編 第2章の「第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保」を準用する。</u></p> <p><u>この場合において、同節第3及び第4 1中「地震」とあるのは「津波」と、第5 3（2）中「受水市町村」とあるのは「受水市町」と、第6中「被災市町村」とあるのは「被災市町」と読み替える。</u></p>	<p>➤ 地震編との重複</p>
178	<p>第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <p><u>地震編 第2章の「第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策」を準用する。</u></p> <p><u>この場合において、同節第2 3（2）中「当該市町村」とあるのは「当該市町」と読み替える。</u></p>	<p>➤ 地震編との重複</p>
186	<p>第27節 複合災害対策</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>第27節 複合災害対策</p> <p><u>地震編 第2章の「第27節 複合災害対策」を準用する。</u></p> <p><u>この場合において、同節第2 3（2）中「避難情報」とあるのは「避難指示等」と読み替える。</u></p>	<p>➤ 地震編との重複</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
189	第28節 災害廃棄物対策 <u>（略）</u>	第28節 災害廃棄物対策 <u>地震編 第2章の「第28節 災害廃棄物対策」を準用する。</u> <u>この場合において、同節第1中「倒壊物・落下物等による障害物」とあるのは「津波により流出した家屋、自動車、船舶、コンテナ、樹木、漁業施設等の災害廃棄物」と、「耐震化」とあるのは「耐震化・耐浪化」と読み替える。</u>	▶ 地震編との重複

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考																									
	第3章 災害応急対策	第3章 災害応急対策																										
191	第1節 情報の収集・伝達 第1 目的 (略) 第2 緊急地震速報 (略)	第1節 情報の収集・伝達 第1 目的 地震編 第3章 第1節の「第1 目的」を準用する。 第2 緊急地震速報 地震編 第3章 第1節の「第2 緊急地震速報」を準用する。	▶ 地震編との重複																									
193	第3 津波警報等の伝達 1 (略) 2 沿岸市町の対応 沿岸市町は、仙台管区気象台からの情報の内容を鑑みて、避難指示等を、同報無線、消防無線、携帯電話等を活用して <u>住民に対し、迅速かつ確かな情報の伝達を行う</u> 。 (略) (図略)	第3 津波警報等の伝達 1 (略) 2 沿岸市町の対応 沿岸市町は、仙台管区気象台からの情報の内容を鑑みて、避難指示等を、同報無線、消防無線、携帯電話等を活用して_____、迅速かつ <u>確に住民等に伝達する</u> 。 (略) (図略) ※最新の津波警報等の伝達系統図に更新	▶ 記述の適正化 ▶ 組織再編による																									
194	第4 地震・津波情報 1 情報の種類 (1) 津波警報 イ 津波警報等の発表等 (略) 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等	第4 地震・津波情報 1 情報の種類 (1) 津波警報 イ 津波警報等の発表等 (略) 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等	▶ 記述の適正化																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表する津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td rowspan="2">予想される津波の_____高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m超 (10m<予想_____高さ)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>10m (5m<予想_____高さ≤10m)</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	発表する津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	数値での発表	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される津波の_____高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想_____高さ)	(略)	(略)	10m (5m<予想_____高さ≤10m)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表する津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td rowspan="2">予想される津波の<u>最大波</u>の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m超 (10m<予想<u>される津波の最大波の高さ</u>)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>10m (5m<予想<u>される津波の最大波の高さ</u>≤10m)</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	発表する津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	数値での発表	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される津波の <u>最大波</u> の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想 <u>される津波の最大波の高さ</u>)	(略)	(略)	10m (5m<予想 <u>される津波の最大波の高さ</u> ≤10m)
津波警報等の種類	発表基準			発表する津波の高さ			想定される被害と取るべき行動																					
		数値での発表	巨大地震の場合の発表																									
大津波警報	予想される津波の_____高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想_____高さ)	(略)	(略)																								
		10m (5m<予想_____高さ≤10m)																										
津波警報等の種類	発表基準	発表する津波の高さ		想定される被害と取るべき行動																								
		数値での発表	巨大地震の場合の発表																									
大津波警報	予想される津波の <u>最大波</u> の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想 <u>される津波の最大波の高さ</u>)	(略)	(略)																								
		10m (5m<予想 <u>される津波の最大波の高さ</u> ≤10m)																										

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）				修正後				備考
		5 m (3 m < 予想 _____ _____ 高さ ≤ 5 m)				5 m (3 m < 予想される津波の 最大波の高さ ≤ 5 m)			
	津波 警報	予想される津波の _____ 高さが高いところ で1 mを超え、3 m以下の場合	3 m (1 m < 予想 _____ _____ 高さ ≤ 3 m)		津波 警報	予想される津波の最大 波の高さが高いところ で1 mを超え、3 m以下の場合	3 m (1 m < 予想される津波の 最大波の高さ ≤ 3 m)		
	津波 注意報	予想される津波の _____ 高さが高いところ で0.2m以上、1 m以下 の場合であって、津波に よる災害のおそれがある 場合	1 m (0.2m ≤ 予想 _____ _____ 高さ ≤ 1 m)		津波 注意報	予想される津波の最大 波の高さが高いところ で0.2m以上、1 m以下 の場合であって、津波 による災害のおそれがある 場合	1 m (0.2m ≤ 予想される津波 の最大波の高さ ≤ 1 m)		
	※（略） ロ（略） (2) から (4) まで（略）				※（略） ロ（略） (2) から (4) まで（略）				
198	2	仙台管区気象台からの情報の伝達 <u>(略)</u>			2	仙台管区気象台からの情報の伝達 <u>地震編 第3章 第1節 第3の「2 仙台管区気象台からの情報の伝達」を準 用する。</u>			➤ 地震編との 重複
198		3 (略) (新設)			3 (略) <u>第5 北海道・三陸沖後発地震注意情報</u> <u>地震編 第3章 第1節の「第4 北海道・三陸沖後発地震注意情報」を準用す る。</u>			➤ 「北海道・ 三陸沖後発 地震注意情 報」の追加 ➤ 地震編との 重複	
198	第5	災害情報収集・伝達 <u>(略)</u>			第6	災害情報収集・伝達 <u>地震編 第3章 第1節の「第5 災害情報収集・伝達」を準用する。</u> <u>この場合において、同項1(3)中「区域内」とあるのは「区域内(海上を含む)」</u> <u>と、2(10)中「地震の揺れが収まった後に地震の影響範囲の道路についてパトロー ルを実施し、道路施設における被害状況の把握を行う」とあるのは、「津波情報の状 況を確認のうえ、所管施設の点検を実施し、被害状況の把握を行う」と読み替える。</u>		➤ 条項ずれ ➤ 地震編との 重複	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	第6 通信・放送手段の確保 <u>(略)</u>	第7 通信・放送手段の確保 <u>地震編 第3章 第1節の「第6 通信・放送手段の確保」を準用する。</u>	
209	第2節 災害広報活動 <u>(略)</u>	第2節 災害広報活動 <u>地震編 第3章の「第2節 災害広報活動」を準用する。</u> <u>この場合において、同節第4 1（4）中「避難情報」とあるのは「避難指示等」と読み替える。</u>	➤ 地震編との重複
213	第3節 防災活動体制 第1 目的 <u>(略)</u>	第3節 防災活動体制 <u>地震編 第3章の「第3節 防災活動体制」を準用する。</u> <u>この場合において、同節第1中「県の広い範囲」とあるのは「県沿岸域の広い範囲」と、第4 1（1）及び2（7）中「避難情報」とあるのは「避難指示等」と読み替える。</u>	➤ 地震編との重複
220	第4節 相互応援活動 <u>(略)</u>	第4節 相互応援活動 <u>地震編 第3章の「第4節 相互応援活動」を準用する。</u> <u>この場合において、同節第3 6及び第5 3中「被災市町村」とあるのは「被災市町」と読み替える。</u>	➤ 地震編との重複
226	第5節 災害救助法の適用 <u>(略)</u>	第5節 災害救助法の適用 <u>地震編 第3章の「第5節 災害救助法の適用」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
229	第6節 自衛隊の災害派遣 <u>(略)</u>	第6節 自衛隊の災害派遣 <u>地震編 第3章の「第6節 自衛隊の災害派遣」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
235	第7節 救急・救助活動 第1 目的 <u>(略)</u> 第2 県の活動 <u>(略)</u> 第3 警察の活動 <u>(略)</u> 第4 沿岸市町の活動 <u>(略)</u>	第7節 救急・救助活動 第1 目的 <u>地震編 第3章 第7節の「第1 目的」を準用する。</u> <u>この場合において、同項中「落下物」とあるのは「流出」と読み替える。</u> 第2 県の活動 <u>地震編 第3章 第7節の「第2 県の活動」を準用する。</u> 第3 警察の活動 <u>地震編 第3章 第7節の「第3 警察の活動」を準用する。</u> 第4 沿岸市町の活動 <u>地震編 第3章 第7節の「第4 市町村の活動」を準用する。</u> <u>この場合において、同項1中「消防・警察機関」とあるのは「消防・警察機関及び地元漁業関係者等」と読み替える。</u>	➤ 地震編との重複

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	第5 消防機関の活動 <u>(略)</u>	第5 消防機関の活動 <u>地震編 第3章 第7節の「第5 消防機関の活動」を準用する。</u>	
237	第6 第二管区海上保安本部の活動 1及び2 (略) 3 物資の無償貸付 <u>もしくは</u> 譲与について要請があったとき又はその必要があると認められるときは、「海上災害救助用品の無償貸付及び譲与に関する省令」(平成18年国土交通省令第4号)に基づき、海上災害救助用品を被災者に対して無償貸付し、又は譲与する。	第6 第二管区海上保安本部の活動 1及び2 (略) 3 物資の無償貸付 <u>若しくは</u> 譲与について要請があったとき又はその必要があると認められるときは、「海上災害救助用品の無償貸付及び譲与に関する省令」(平成18年国土交通省令第4号)に基づき、海上災害救助用品を被災者に対して無償貸付し、又は譲与する。	➤ 記述の適正化
237	第7 住民及び自主防災組織等の活動 <u>(略)</u> 第8 救急・救助活動への支援 <u>(略)</u> 第9 惨事ストレス対策 <u>(略)</u> 第10 感染症対策 <u>(略)</u> 第11 救急・救助用資機材の整備 <u>(略)</u>	第7 住民及び自主防災組織等の活動 <u>地震編 第3章 第7節の「第7 住民及び自主防災組織等の活動」を準用する。この場合において、同項1中「建物倒壊、火災等」とあるのは「建物倒壊、流出、火災等」と読み替える。</u> 第8 救急・救助活動への支援 <u>地震編 第3章 第7節の「第8 救急・救助活動への支援」を準用する。</u> 第9 惨事ストレス対策 <u>地震編 第3章 第7節の「第9 惨事ストレス対策」を準用する。</u> 第10 感染症対策 <u>地震編 第3章 第7節の「第10 感染症対策」を準用する。</u> 第11 救急・救助用資機材の整備 <u>地震編 第3章 第7節の「第11 救急・救助用資機材の整備」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
239	第8節 医療救護活動 <u>(略)</u>	第8節 医療救護活動 <u>地震編 第3章の「第8節 医療救護活動」を準用する。この場合において、同節第3 2(1)ハ中「自市町村」とあるのは「自市町」と、(2)ロ中「当該市町村」とあるのは「当該市町」と読み替える。</u>	➤ 地震編との重複
245	第9節 消火活動 第1 (略) 第2 消火活動の基本 <u>(略)</u> 第3 県の対応 <u>(略)</u> 第4 沿岸市町の対応 <u>(略)</u>	第9節 消火活動 第1 (略) 第2 消火活動の基本 <u>地震編 第3章 第9節の「第2 消火活動の基本」を準用する。</u> 第3 県の対応 <u>地震編 第3章 第9節の「第3 県の対応」を準用する。</u> 第4 沿岸市町の対応 <u>地震編 第3章 第9節の「第4 市町村の対応」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>第5 消防機関の活動 <u>(略)</u></p> <p>第6 事業所の活動 <u>(略)</u></p> <p>第7 自主防災組織の活動 <u>(略)</u></p> <p>第8 県民の活動 <u>(略)</u></p> <p>第9 被災地域以外からの応援 <u>(略)</u></p>	<p><u>この場合において、同項中「地震」とあるのは「津波」と読み替える。</u></p> <p>第5 消防機関の活動 <u>地震編 第3章 第9節の「第5 消防機関の活動」を準用する。</u> <u>この場合において、同項3中「地震」とあるのは「津波」と読み替える。</u></p> <p>第6 事業所の活動 <u>地震編 第3章 第9節の「第6 事業所の活動」を準用する。</u></p> <p>第7 自主防災組織の活動 <u>地震編 第3章 第9節の「第7 自主防災組織の活動」を準用する。</u></p> <p>第8 県民の活動 <u>地震編 第3章 第9節の「第8 県民の活動」を準用する。</u></p> <p>第9 被災地域以外からの応援 <u>地震編 第3章 第9節の「第9 被災地域以外からの応援」を準用する。</u></p>	
249	<p>第10節 交通・輸送活動 <u>(略)</u></p>	<p>第10節 交通・輸送活動 <u>地震編 第3章の「第10節 交通・輸送活動」を準用する。</u></p>	▶ 地震編との重複
259	<p>第11節 ヘリコプターの活動 <u>(略)</u></p>	<p>第11節 ヘリコプターの活動 <u>地震編 第3章の「第11節 ヘリコプターの活動」を準用する。</u></p>	▶ 地震編との重複
261	<p>12節 避難活動</p> <p>第1 目的 (略)</p> <p>1 避難の原則 <u>(略)</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>第12節 避難活動</p> <p>第1 目的 (略)</p> <p>1 避難の原則 <u>地震編 第3章 第12節 第1の「1 避難の原則」を準用する。</u></p> <p>2 (略)</p>	▶ 地震編との重複
261	<p>第2 津波の警戒</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県及び沿岸市町は、津波警報、<u>避難指示等</u>の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、Lアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、津波フラッグ、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、避難広報を実施して住民等を海岸から避難させるなど、緊急対策を行う。</p> <p>3から9まで (略)</p>	<p>第2 津波の警戒</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県及び沿岸市町は、津波警報、<u>避難の指示等</u>の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、Lアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、津波フラッグ、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、避難広報を実施して住民等を海岸から避難させるなど、緊急対策を行う。</p> <p>3から9まで (略)</p>	▶ 記述の適正化
262	<p>第3 避難の指示等</p>	<p>第3 避難の指示等</p>	▶ 記述の適正

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p><u>沿岸市町は</u>、津波警報等が発表された場合、又は津波による浸水が発生すると予想される場合は、<u>速やかに</u>的確な<u>避難の指示等を行い</u>、関係機関の協力のもとに安全かつ効率的な避難誘導を行う。この際、県は、時機を失することなく<u>避難の指示等が行われる</u>よう、沿岸市町に積極的に助言を行う。</p> <p>さらに、<u>沿岸市町</u>は、<u>避難指示等を行う</u>に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。</p>	<p><u>津波警報等</u>が発表された場合、又は津波による浸水が発生すると予想される場合、<u>沿岸市町長は</u>的確な<u>避難指示等を速やかに発令し</u>、関係機関の協力のもとに安全かつ効率的な避難誘導を行う。この際、県は、時機を失することなく<u>避難指示等が発令される</u>よう、沿岸市町に積極的に助言を行う。</p> <p>さらに、<u>沿岸市町長</u>は、<u>避難指示等を発令する</u>に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。</p>	<p>化</p>
262	<p>1 避難の指示等を行う者 <u>(略)</u></p>	<p>1 避難の指示等を行う者 <u>地震編 第3章 第12節 第2の「1 避難の指示等を行う者」を準用する。</u></p>	<p>➤ 地震編との重複</p>
263	<p>2 沿岸市町長の役割 沿岸市町長は、津波に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して、次により、速やかに避難指示等<u>の発令を行う</u>。 (1) 及び (4) (略)</p>	<p>2 沿岸市町長の役割 沿岸市町長は、津波に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して、次により、速やかに避難指示等<u>を発令する</u>。 (1) から (4) (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
263	<p>3 知事の役割 <u>(略)</u></p> <p>4 警察の役割 <u>(略)</u></p> <p>5 第二管区海上保安本部の役割 <u>(略)</u></p> <p>6 自衛隊の役割 <u>(略)</u></p> <p>7 (略)</p>	<p>3 知事の役割 <u>地震編 第3章 第12節 第2の「3 知事の役割」を準用する。</u> <u>この場合において、同項目中「避難情報」とあるのは「避難指示等」と読み替える。</u></p> <p>4 警察の役割 <u>地震編 第3章 第12節 第2の「5 警察の役割」を準用する。</u> <u>この場合において、同項目(1)中「避難情報」とあるのは「避難指示等」と読み替える。</u></p> <p>5 第二管区海上保安本部の役割 <u>地震編 第3章 第12節 第2の「6 第二管区海上保安本部の役割」を準用する。</u></p> <p>6 自衛隊の役割 <u>地震編 第3章 第12節 第2の「7 自衛隊の役割」を準用する。</u></p> <p>7 (略)</p>	<p>➤ 地震編との重複</p>
264	<p>第4 <u>避難指示等</u> の内容及び周知 1 (略) 2 沿岸市町長等が<u>避難指示等の発令を行う</u>場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにする。</p>	<p>第4 <u>避難の指示等</u>の内容及び周知 1 (略) 2 沿岸市町長等が<u>避難の指示等を行う</u>場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにする。 <u>また、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の注意喚起に努める。</u></p>	<p>➤ 記述の適正化 ➤ 風水害編との整合</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	(1) から (4) まで (略)	(1) から (4) まで (略)	
264	(5) <u>避難指示等</u> の理由 (6) (略)	(5) <u>避難の指示等</u> の理由 (6) (略)	➤ 記述の適正化
264	3 避難の措置と周知 <u>避難指示等の発令</u> を行った者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。	3 避難の措置と周知 <u>避難の指示等</u> を行った者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。 <u>また、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握ができない場合は、避難の指示等を行うための判断を被災地近傍の支所等において行う。</u>	➤ 記述の適正化 ➤ 風水害編との整合
264	(1) 住民等への周知 (略) なお、 <u>避難指示等</u> の周知に当たっては、聴覚障害者に対しては緊急速報メールや一斉FAX、津波フラッグにより周知を行うなど、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。 (2) (略)	(1) 住民等への周知 (略) なお、 <u>避難の指示等</u> の周知に当たっては、聴覚障害者に対しては緊急速報メールや一斉FAX、津波フラッグにより周知を行うなど、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。 (2) (略)	➤ 記述の適正化
264	(3) 周知内容 <u>避難指示等</u> の理由及び内容、避難先又は避難場所、避難経路 その他の誘導措置、その他とする。	(3) 周知内容 <u>避難の指示等</u> の理由及び内容、避難先又は避難場所、避難経路、 <u>出火・盗難の予防措置、携行品</u> 、その他の誘導措置、その他とする。	➤ 記述の適正化 ➤ 風水害編との整合
265	(4) 警察の役割 イ 警察署長は、沿岸市町長が <u>行う避難指示等の発令</u> について、関係機関と協議し必要な助言と協力を行う。	(4) 警察の役割 イ 警察署長は、沿岸市町長が <u>発令する避難指示等</u> について、関係機関と協議し必要な助言と協力を行う。	➤ 記述の適正化
265	ロ 警察は、 <u>避難指示等の発令がなされた</u> 場合は、関係機関の協力を得て、避難場所、避難経路その他必要事項を周知徹底する。	ロ 警察は、 <u>避難の指示等が行われた</u> 場合は、関係機関の協力を得て、避難場所、避難経路その他必要事項を周知徹底する。	➤ 記述の適正化
265	情報伝達にあたって留意するポイント 何を知らせるか ・津波警報等の発表、津波襲来の危険、 <u>避難指示等</u> 、津波到達予想地域、津波到達予想時間、実施すべき行動・対策等 ・(略) (略) いつ、どのタイミングで知らせるか ・地震直後（自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、 <u>避難指示等</u> ）	情報伝達にあたって留意するポイント 何を知らせるか ・津波警報等の発表、津波襲来の危険、 <u>避難の指示等</u> 、津波到達予想地域、津波到達予想時間、実施すべき行動・対策等 ・(略) (略) いつ、どのタイミングで知らせるか ・地震直後（自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、 <u>避難の指示等</u> ）	➤ 記述の適正化

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・津波終息後（津波警報等の解除、津波予報、<u>避難指示等</u>の解除等） <p>どのような手段で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・情報の受け手の立場に立った伝達手段（特に津波避難において災害時<u>要援護者</u>（災害弱者）となりうる者） ・(略) 	<ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・津波終息後（津波警報等の解除、津波予報、<u>避難の指示等</u>の解除等） <p>どのような手段で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・情報の受け手の立場に立った伝達手段（特に津波避難において災害時<u>要配慮者</u>（災害弱者）となりうる者） ・(略) 	
266	<p>第5 避難誘導</p> <p>1 及び2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>また、遠地地震や遠地津波の場合には、必要に応じ、高齢者等避難や避難指示の発令等と<u>あわせて指定緊急避難場所</u>を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。</p> <p>4から7まで (略)</p>	<p>第5 避難誘導</p> <p>1 及び2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>また、遠地地震や遠地津波の場合には、必要に応じ、高齢者等避難や避難指示の発令等と<u>併せて指定緊急避難場所等</u>を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。</p> <p>4から7まで (略)</p>	▶ 記述の適正化
267	<p>第6 避難所の開設及び運営</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第7 避難指示等の発令等による広域避難</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第8 避難長期化への対処</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第9 帰宅困難者対策</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第10 孤立集落の安否確認対策</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第11 広域避難者への支援</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第12 在宅避難者への支援</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>第6 避難所の開設及び運営</p> <p><u>地震編 第3章 第12節の「第5 避難所の開設及び運営」を準用する。</u></p> <p>第7 避難指示等の発令等による広域避難</p> <p><u>地震編 第3章 第12節の「第6 避難情報等の発令等による広域避難」を準用する。</u></p> <p>第8 避難長期化への対処</p> <p><u>地震編 第3章 第12節の「第7 避難長期化への対処」を準用する。</u></p> <p>第9 帰宅困難者対策</p> <p><u>地震編 第3章 第12節の「第8 帰宅困難者対策」を準用する。</u></p> <p><u>この場合において、同項1（1）中「むやみに移動を開始せず」とあるのは「現在いる場所が津波に対して安全である場合は、むやみに移動を開始せず」と読み替える。</u></p> <p>第10 孤立集落の安否確認対策</p> <p><u>地震編 第3章 第12節の「第9 孤立集落の安否確認対策」を準用する。</u></p> <p>第11 広域避難者への支援</p> <p><u>地震編 第3章 第12節の「第10 広域避難者への支援」を準用する。</u></p> <p><u>この場合において、同項6中「自市町村」とあるのは「自市町」と読み替える。</u></p> <p>第12 在宅避難者への支援</p> <p><u>地震編 第3章 第12節の「第11 在宅避難者への支援」を準用する。</u></p>	▶ 地震編との重複

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
274	第13節 応急仮設住宅等の確保 <u>(略)</u>	第13節 応急仮設住宅等の確保 <u>地震編 第3章の「第13節 応急仮設住宅等の確保」を準用する。</u> <u>この場合において、同節第2 1（1）中「被災市町村内」とあるのは「被災市町内」と読み替える。</u>	➤ 地震編との重複
278	第14節 相談活動 <u>(略)</u>	第14節 相談活動 <u>地震編 第3章の「第14節 相談活動」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
280	第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動 <u>(略)</u>	第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動 <u>地震編 第3章の「第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
284	第16節 愛玩動物の収容対策 <u>(略)</u>	第16節 愛玩動物の収容対策 <u>地震編 第3章の「第16節 愛玩動物の収容対策」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
286	第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動 <u>(略)</u>	第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動 <u>地震編 第3章の「第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
296	第18節 防疫・保健衛生活動 第1 目的 <u>(略)</u> 第2 防疫 1 (略) 2 感染症発生時の対応 <u>(略)</u> 3 防疫用資器材等の確保 <u>(略)</u> 4 支援要請 <u>(略)</u> 第3 保健対策 <u>(略)</u> 第4 食品衛生対策 <u>(略)</u>	第18節 防疫・保健衛生活動 第1 目的 <u>地震編 第3章 第18節の「第1 目的」を準用する。</u> 第2 防疫 1 (略) 2 感染症発生時の対応 <u>地震編 第3章 第18節 第2の「2 感染症発生時の対応」を準用する。</u> 3 防疫用資器材等の確保 <u>地震編 第3章 第18節 第2の「3 防疫用資器材等の確保」を準用する。</u> 4 支援要請 <u>地震編 第3章 第18節 第2の「4 支援要請」を準用する。</u> 第3 保健対策 <u>地震編 第3章 第18節の「第3 保健対策」を準用する。</u> 第4 食品衛生対策 <u>地震編 第3章 第18節の「第4 食品衛生対策」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
299	第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬 <u>(略)</u>	第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬 <u>地震編 第3章の「第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
		<u>この場合において、同節第4 3中「被災市町村」とあるのは「被災市町」と、3（3）中「当該市町村」とあるのは「当該市町」と読み替える。</u>	
302	第20節 災害廃棄物処理活動 第1 目的 <u>（略）</u>	第20節 災害廃棄物処理活動 第1 目的 <u>地震編 第3章 第20節の「第1 目的」を準用する。</u> <u>この場合において、同項中「建築物の倒壊、火災等」とあるのは「建築物の倒壊、流出、火災等」と読み替える。</u>	➤ 地震編との重複
302	第2 災害廃棄物の処理 1から3まで（略） 4 県及び沿岸市町又は事業者は、有害物質の <u>漏洩</u> 及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。 5（略）	第2 災害廃棄物の処理 1から3まで（略） 4 県及び沿岸市町又は事業者は、有害物質の <u>漏えい</u> 及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。 5（略）	➤ 記述の適正化
302	第3 処理体制 <u>（略）</u> 第4 処理方法 <u>（略）</u> 第5 推進方策 <u>（略）</u> 第6（略）	第3 処理体制 <u>地震編 第3章 第20節の「第3 処理体制」を準用する。</u> 第4 処理方法 <u>地震編 第3章 第20節の「第4 処理方法」を準用する。</u> <u>この場合において、同項2（3）口中「被災市町村」とあるのは「被災市町」と読み替える。</u> 第5 推進方策 <u>地震編 第3章 第20節の「第5 推進方策」を準用する。</u> 第6（略）	➤ 地震編との重複
305	第21節 社会秩序維持活動 <u>（略）</u>	第21節 社会秩序維持活動 <u>地震編 第3章の「第21節 社会秩序維持活動」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
307	第22節 教育活動 <u>（略）</u>	第22節 教育活動 <u>地震編 第3章の「第22節 教育活動」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
311	第23節 防災資機材及び労働力の確保 <u>（略）</u>	第23節 防災資機材及び労働力の確保 <u>地震編 第3章の「第23節 防災資機材及び労働力の確保」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
314	第24節 公共土木施設等の応急対策 第1 目的 <u>（略）</u> 第2（略）	第24節 公共土木施設等の応急対策 第1 目的 <u>地震編 第3章 第24節の「第1 目的」を準用する。</u> 第2（略）	➤ 地震編との重複

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>第3 道路施設 <u>(略)</u></p>	<p>第3 道路施設 <u>地震編 第3章 第24節の「第3 道路施設」を準用する。</u> <u>この場合において、同項1（1）イ中「地震発生直後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）」とあるのは「津波の危険がなくなった後」と読み替える。</u></p>	
317	<p>第4 海岸保全施設 <u>1 緊急点検</u> <u>(略)</u> <u>2 重要施設等の応急復旧</u> <u>(略)</u> <u>3 二次災害の防止対策</u> <u>(略)</u></p>	<p>第4 海岸保全施設 <u>1 県の対応</u> <u>地震編 第3章 第24節 第4の「1 県の対応」を準用する。</u> <u>この場合において、同項目（1）中「地震発生直後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）」とあるのは「津波の危険がなくなった後」と読み替える。</u></p>	<p>➤ 地震編との整合 ➤ 地震編との重複</p>
317	<p>(新設)</p>	<p><u>2 東北地方整備局の対応</u> <u>(1) 緊急点検</u> <u>海岸事業者は、津波の危険がなくなった後にパトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。</u> <u>(2) 重要施設等の応急復旧</u> <u>海岸事業者は、海岸保全施設が被災した場合、被災施設の重要度等を勘案し、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を速やかに図るとともに、早急に応急復旧等の工事を実施する。</u> <u>(3) 二次災害の防止対策</u> <u>海岸事業者は、地震・津波発生直後から海岸保全施設の点検及び現地調査等を綿密に行い、被災状況を把握し、必要な場合には沿岸市町等の関係機関と連絡をとり、二次災害の防止に努める。</u> <u>また、海岸保全施設が被災した場合、浸水被害の発生や拡大を防止する措置を講じるほか、速やかに災害復旧工事を実施する。</u></p>	<p>➤ 地震編との整合</p>
317	<p>第5 河川管理施設 1 県の対応 <u>(略)</u> 2 (略)</p>	<p>第5 河川管理施設 1 県の対応 <u>地震編 第3章 第24節 第5の「1 県の対応」を準用する。</u> <u>この場合において、同項目（1）中「地震発生直後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）」とあるのは「津波の危険がなくなった後」と読み替える。</u> 2 (略)</p>	<p>➤ 地震編との重複</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	第6 砂防等関係施設 <u>(略)</u>	第6 砂防等関係施設 <u>地震編 第3章 第24節の「第6 砂防等関係施設」を準用する。</u> <u>この場合において、同項中「地震発生後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）」とあるのは「津波の危険がなくなった後」と読み替える。</u>	
318	(新設)	<u>第7 林道、治山施設</u> <u>地震編 第3章 第24節の「第7 林道、治山施設」を準用する。</u> <u>この場合において、同項中、「地震発生後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）」とあるのは「津波の危険がなくなった後」と読み替える。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地震編との整合 ➤ 地震編との重複
318	第7 港湾施設 1 県の対応 (略) 港湾施設は、 <u>震災</u> 後の緊急輸送拠点として重要な施設であることから、重要度の高い港湾から早急に復旧作業を行い、緊急物資輸送をはじめ物流機能の確保に最大限努める。(略)	第8 港湾施設 1 県の対応 (略) 港湾施設は、 <u>地震・津波災害</u> 後の緊急輸送拠点として重要な施設であることから、重要度の高い港湾から早急に復旧作業を行い、緊急物資輸送をはじめ物流機能の確保に最大限努める。(略)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 条項ずれ ➤ 文言の統一
318	2 東北地方整備局の対応 <u>(略)</u> 3 第二管区海上保安本部の対応 <u>(略)</u> 第8 (略) 第9 空港施設 <u>(略)</u>	2 東北地方整備局の対応 <u>地震編 第3章 第24節 第9の「2 東北地方整備局の対応」を準用する。</u> 3 第二管区海上保安本部の対応 <u>地震編 第3章 第24節 第9の「3 第二管区海上保安本部の対応」を準用する。</u> 第9 (略) 第10 空港施設 <u>地震編 第3章 第24節の「第11 空港施設」を準用する。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地震編との重複 ➤ 条項ずれ
320	第10 鉄道施設 1 東日本旅客鉄道（株）仙台支社 (1) (略) (2) <u>関係防災機関、地方自治体</u> との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害、地震に関する警報装置を整備する。 イからハマで (略) (3) (略)	第11 鉄道施設 1 東日本旅客鉄道（株）仙台支社 (1) (略) (2) <u>防災関係機関、地方公共団体</u> との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害、地震に関する警報装置を整備する。 イからハマで (略) (3) (略)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 条項ずれ ➤ 記述の適正化
320	(4) 旅客及び公衆等の避難 イ (略)	(4) 旅客及び公衆等の避難 イ (略)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 記述の適正化

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>ロ 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客____公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への<u>避難に関する情報</u>があった時、及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。</p>	<p>ロ 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客<u>及び</u>公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所へ<u>避難するよう指示</u>があった場合、及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。</p>	
320	<p>(5) 消防及び救助に関する措置 イ及びロ (略) ハ 大規模地震により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び<u>地方自治体</u>に対する応援要請を行う。 (6) (略) 2及び3 (略)</p>	<p>(5) 消防及び救助に関する措置 イ及びロ (略) ハ 大規模地震により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び<u>地方公共団体</u>に対する応援要請を行う。 (6) (略) 2及び3 (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
322	<p>第11 農地、<u>農業施設</u> 県及び沿岸市町は、農地、<u>農業施設</u>に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。 1 (略)</p>	<p>第12 農地、<u>農業用施設</u> 県及び沿岸市町は、農地、<u>農業用施設</u>に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。 1 (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
322	<p>2 地震・津波により農地、<u>農業施設</u>が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。 3 (略)</p>	<p>2 地震・津波により農地、<u>農業用施設</u>が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。 3 (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
322	<p>4 津波による浸水農地については、土壤中に残留した塩分による作物の生育障害が懸念されており、県は<u>當農再開に向けた除塩対策を講じる</u> <u>土壤中に残留する過剰な塩分は、十分な量の真水で流し出すことを基本とする。</u> (略)</p>	<p>4 津波による浸水農地については、土壤中に残留した塩分による作物の生育障害が懸念されており、県は<u>災害復旧事業の主な事業主体となる市町村や土地改良区に対し、除塩対策に関する指導・助言を必要に応じ行う。</u> (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
322	<p>第12 都市公園施設 (略) 第13 (略)</p>	<p>第13 都市公園施設 <u>地震編 第3章 第24節の「第14 都市公園施設」を準用する。</u> 第14 (略)</p>	<p>➤ 地震編との重複</p>
323	<p>第14 <u>治山関係施設</u> 第15 (略)</p>	<p>(削除) 第15 (略)</p>	<p>➤ 第3章第24節第7（新</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
			設)との整合
324	<p>第16 県自らが管理又は運営する施設に関する方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置 <u>(略)</u></p> <p>3 工事中の建築物等に対する安全確保上実施すべき措置 <u>(略)</u></p>	<p>第16 県自らが管理又は運営する施設に関する方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置 <u>地震編 第3章 第24節 第17の「2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置」を準用する。</u></p> <p>3 工事中の建築物等に対する安全確保上実施すべき措置 <u>地震編 第3章 第24節 第17の「3 工事中の建築物等に対する安全確保上実施すべき措置」を準用する。</u></p>	➤ 地震編との重複
326	<p>第25節 ライフライン施設等の応急復旧 <u>(略)</u></p>	<p>第25節 ライフライン施設等の応急復旧 <u>地震編 第3章の「第25節 ライフライン施設等の応急復旧」を準用する。</u></p>	➤ 地震編との重複
332	<p>第26節 危険物施設等の安全確保 <u>(略)</u></p>	<p>第26節 危険物施設等の安全確保 <u>地震編 第3章の「第26節 危険物施設等の安全確保」を準用する。</u></p>	➤ 地震編との重複
336	<p>第27節 農林水産業の応急対策</p> <p>第1 目的 <u>(略)</u></p> <p>第2 農業</p> <p>1 活動体制 <u>(略)</u></p>	<p>第27節 農林水産業の応急対策</p> <p>第1 目的 <u>地震編 第3章 第27節の「第1 目的」を準用する。</u></p> <p>第2 農業</p> <p>1 活動体制 <u>地震編 第3章 第27節 第2の「1 活動体制」を準用する。</u></p>	➤ 地震編との重複
336	<p>2 除塩・湛水対策</p> <p>津波による浸水農地については、土壌中に残留した塩分による作物の生育障害が懸念されており、県は<u>営農再開に向けた除塩対策を講じる</u>。</p> <p><u>土壌中に残留する過剰な塩分は、十分な量の真水で流し出すことを基本とし、津波の浸水や地盤沈下により湛水状態となった農地については、移動ポンプ車の配備等により速やかに排水に努める。</u></p>	<p>2 除塩・湛水対策</p> <p>津波による浸水農地については、土壌中に残留した塩分による作物の生育障害が懸念されており、県は<u>災害復旧事業の主な事業主体となる市町村や土地改良区に対し、除塩対策に関する指導・助言を必要に応じ行う。</u></p> <p><u>津波の浸水や地盤沈下により湛水状態となった農地については、移動ポンプ車の配備等により速やかに排水に努める。</u></p>	➤ 記述の適正化
336	<p>3 営農用資機材の確保 <u>(略)</u></p> <p>4 家畜伝染病の発生子防 <u>(略)</u></p>	<p>3 営農用資機材の確保 <u>地震編 第3章 第27節 第2の「3 営農用資機材の確保」を準用する。</u></p> <p>4 家畜伝染病の発生子防 <u>地震編 第3章 第27節 第2の「4 家畜伝染病の発生子防」を準用する。</u></p>	➤ 地震編との重複

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	5 死亡獣畜の処理 <u>(略)</u> 6 (略) 7 沿岸市町の役割 <u>(略)</u> 第3 林業 (略) 1 活動体制 <u>(略)</u> 2 応急対策 <u>(略)</u> 第4 水産業 <u>(略)</u>	5 死亡獣畜の処理 <u>地震編 第3章 第27節 第2の「5 死亡獣畜の処理」を準用する。</u> 6 (略) 7 沿岸市町の役割 <u>地震編 第3章 第27節 第2の「7 市町村の役割」を準用する。</u> 第3 林業 (略) 1 活動体制 <u>地震編 第3章 第27節 第3の「1 活動体制」を準用する。</u> 2 応急対策 <u>地震編 第3章 第27節 第3の「2 応急対策」を準用する。</u> 第4 水産業 <u>地震編 第3章 第27節の「第4 水産業」を準用する。</u>	
340	第28節 二次災害・複合災害防止対策 第1 目的 <u>(略)</u> 第2 二次災害の防止活動 1 県及び沿岸市町又は事業者の対応 <u>(略)</u> 2 水害・土砂災害 <u>(略)</u>	第28節 二次災害・複合災害防止対策 第1 目的 <u>地震編 第3章 第28節の「第1 目的」を準用する。</u> <u>この場合において、同項中「地震等」とあるのは「地震や津波」と読み替える。</u> 第2 二次災害の防止活動 1 県及び沿岸市町又は事業者の対応 <u>地震編 第3章 第28節 第2の「1 県及び市町村又は事業者の対応」を準用する。</u> 2 水害・土砂災害 <u>地震編 第3章 第28節 第2の「2 水害・土砂災害」を準用する。</u> <u>この場合において、同項目（1）中「地震、降雨等による」とあるのは「津波浸食箇所地震、降雨等による」と、「地震による地盤沈下や」とあるのは「津波により」と、（2）中「土砂災害等」とあるのは「津波浸食箇所に対する土砂災害等」と、「避難情報」とあるのは「避難指示等」と読み替える。 </u>	▶ 地震編との重複
341	(新設)	<u>3 土砂災害警戒情報</u> <u>地震編 第3章 第28節 第2の「3 土砂災害警戒情報」を準用する。</u>	▶ 地震編との整合 ▶ 地震編との重複
341	<u>3</u> 高潮・高浪・波浪	<u>4</u> 高潮・高浪・波浪	▶ 条項ずれ

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p><u>(略)</u></p> <p><u>4</u> 爆発危険物等</p> <p><u>(略)</u></p> <p><u>5</u> 有害物質等</p> <p><u>(略)</u></p> <p><u>6</u> 地震・誘発地震</p> <p><u>(略)</u></p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> 空き家等</p> <p><u>(略)</u></p> <p>第3 風評被害等の軽減対策</p> <p><u>(略)</u></p>	<p><u>地震編 第3章 第28節 第2の「4 高潮・高浪・波浪」を準用する。</u> <u>この場合において、同項目中「市町」とあるのは「沿岸市町」と、「地盤沈下による浸水等に備え」とあるのは「浸水等に備え」と読み替える。</u></p> <p><u>5</u> 爆発危険物等</p> <p><u>地震編 第3章 第28節 第2の「5 爆発危険物等」を準用する。</u></p> <p><u>6</u> 有害物質等</p> <p><u>地震編 第3章 第28節 第2の「6 有害物質等」を準用する。</u></p> <p><u>7</u> 地震・誘発地震</p> <p><u>地震編 第3章 第28節 第2の「7 地震・誘発地震」を準用する。</u> <u>この場合において、同項目中「建造物の倒壊等に備え」とあるのは「建造物の倒壊等、また新たな津波の発生に備え」と読み替える。</u></p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p><u>10</u> 空き家等</p> <p><u>地震編 第3章 第28節 第2の「8 空き家等」を準用する。</u></p> <p>第3 風評被害等の軽減対策</p> <p><u>地震編 第3章 第28節の「第3 風評被害等の軽減対策」を準用する。</u></p>	<p>➤ 地震編との重複</p>
343	<p>第29節 応急公用負担等の実施</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>第29節 応急公用負担等の実施</p> <p><u>地震編 第3章の「第29節 応急公用負担等の実施」を準用する。</u></p>	<p>➤ 地震編との重複</p>
346	<p>第30節 ボランティア活動</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>第30節 ボランティア活動</p> <p><u>地震編 第3章の「第30節 ボランティア活動」を準用する。</u></p>	<p>➤ 地震編との重複</p>
348	<p>第31節 海外からの支援の受入れ</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>第31節 海外からの支援の受入れ</p> <p><u>地震編 第3章の「第31節 海外からの支援の受入れ」を準用する。</u></p>	<p>➤ 地震編との重複</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	第4章 災害復旧・復興対策	第4章 災害復旧・復興対策	
349	第1節 災害復旧・復興計画 第1 目的 (略) 第2 災害復旧・復興の基本方向の決定等 (略) 第3 災害復旧計画 1 基本方針 (略) 2 事業計画の策定 (略) 3 (略) 4 災害復旧事業に伴う財政援助 (略) 第4 災害復興計画 (略) 第5 災害復興基金の設立等 (略) 第6 復興組織体制の整備 (略)	第1節 災害復旧・復興計画 第1 目的 <u>地震編 第4章 第1節の「第1 目的」を準用する。</u> 第2 災害復旧・復興の基本方向の決定等 <u>地震編 第4章 第1節の「第2 災害復旧・復興の基本方向の決定等」を準用する。</u> 第3 災害復旧計画 1 基本方針 <u>地震編 第4章 第1節 第3の「1 基本方針」を準用する。</u> 2 事業計画の策定 <u>地震編 第4章 第1節 第3の「2 事業計画の策定」を準用する。</u> 3 (略) 4 災害復旧事業に伴う財政援助 <u>地震編 第4章 第1節 第3の「4 災害復旧事業に伴う財政援助」を準用する。</u> 第4 災害復興計画 <u>地震編 第4章 第1節の「第4 災害復興計画」を準用する。</u> <u>この場合において、同項1及び2（2）中「地震」とあるのは「津波」と読み替える。</u> 第5 災害復興基金の設立等 <u>地震編 第4章 第1節の「第5 災害復興基金の設立等」を準用する。</u> 第6 復興組織体制の整備 <u>地震編 第4章 第1節の「第6 復興組織体制の整備」を準用する。</u>	▶ 地震編との重複
354	第2節 生活再建支援 (略)	第2節 生活再建支援 <u>地震編 第4章の「第2節 生活再建支援」を準用する。</u> <u>この場合において、同節第3 2中「当該市町村」とあるのは「当該市町」と読み替える。</u>	▶ 地震編との重複
362	第3節 住宅復旧支援 (略)	第3節 住宅復旧支援 <u>地震編 第4章の「第3節 住宅復旧支援」を準用する。</u> <u>この場合において、同節中第4 2（1）中「地震、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象」とあるのは「地震、津波、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然</u>	▶ 地震編との重複

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
		<u>現象」と読み替える。</u>	
364	第4節 産業復興支援 <u>(略)</u>	第4節 産業復興支援 <u>地震編 第4章の「第4節 産業復興支援」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
365	第5節 都市基盤の復興対策 第1 目的 <u>(略)</u> 第2 (略) 第3 想定される計画内容例 <u>(略)</u> 第4 都市計画の決定等の代行 <u>(略)</u>	第5節 都市基盤の復興対策 第1 目的 <u>地震編 第4章 第5節の「第1 目的」を準用する。</u> 第2 (略) 第3 想定される計画内容例 <u>地震編 第4章 第5節の「第3 想定される計画内容例」を準用する。</u> 第4 都市計画の決定等の代行 <u>地震編 第4章 第5節の「第4 都市計画の決定等の代行」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
367	第6節 義援金の受入れ、配分 <u>(略)</u>	第6節 義援金の受入れ、配分 <u>地震編 第4章の「第6節 義援金の受入れ、配分」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
368	第7節 激甚災害の指定 <u>(略)</u>	第7節 激甚災害の指定 <u>地震編 第4章の「第7節 激甚災害の指定」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複
371	第8節 災害対応の検証 <u>(略)</u>	第8節 災害対応の検証 <u>地震編 第4章の「第8節 災害対応の検証」を準用する。</u>	➤ 地震編との重複